

富士宮市困難な問題を抱える女性への支援 及び配偶者等からの暴力の防止並びに 被害者支援基本計画 素案

～その人らしくその人のウェルビーイングの実現を目指します～

(令和8年度～令和12年度)

令和8年(2026年)3月

富士宮市

はじめに

市長コメントが入ります。

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	4
1 計画策定の背景	4
2 計画の策定方針・位置づけ	6
3 計画期間	7
4 本計画の対象者	7
第2章 富士宮市における困難な問題を抱える女性支援の現状と課題	8
1 富士宮市の現状（令和6年度）	8
2 前計画（令和3年度策定）からの取り組むべき課題	10
3 市民意識調査、関係機関へのヒアリングの実施	11
4 富士宮市の役割	13
第3章 計画の体系	13
1 基本理念	13
2 基本的な考え方	13
3 基本目標	14
4 施策体系	14
第4章 施策の方向性と展開	17
基本目標1 人権を尊重し、暴力（DV）が無い環境づくりの推進	17
個別目標（1）市民に対する人権意識の醸成	17
個別目標（2）人権教育の推進	21
個別目標（3）相談窓口の周知	25
個別目標（4）関係機関への研修の実施	27
基本目標2 安全で安心できる相談体制づくりの推進	29
個別目標（1）相談体制の強化	29
個別目標（2）関係機関との連携強化	32
個別目標（3）相談員の専門性の向上	33
個別目標（4）複合的問題を抱える女性及びDV被害者への対応の充実	34
基本目標3 当事者の安全を守る保護環境の整備	35
個別目標（1）緊急時における安全の確保と一時保護	35
個別目標（2）DV被害者等に関する情報の保護	37
基本目標4 当事者の生活再建に向けたきめ細やかな支援の実施	38
個別目標（1）生活再建に向けた支援	38
個別目標（2）関係機関との連携強化	41
個別目標（3）同伴することもへの支援の充実	42
個別目標（4）民間支援団体等との連携強化	43
第5章 計画の推進	44
第6章 資料編（策定経過・用語解説・パブコメの結果）	44

第1章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 計画策定の背景

日本の女性への支援は、婦人保護事業（現女性支援事業）を中心に展開されてきました。昭和31年に制定された「売春防止法」に基づき「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（要保護女子）」の保護更生を図る事業として始まり、第4章で「婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設」は実施3機関として位置づけられてきました。

社会・経済状況の変化に伴い、配偶者からの暴力や、ストーカー被害の他、生活困難や家庭環境など様々な課題を抱えた女性の相談が増えたことにより、婦人保護事業の対象範囲を拡大し、多様な支援ニーズに対応してきましたが、婦人保護事業の制度だけでは限界があることが課題となりました。

さらに、コロナ禍以降、女性の生活困窮相談やDV相談が著しく増加しました。

DV相談としては、身体的暴力が減少し非身体的暴力が増加し、配偶者からの暴力だけでなく、親子間における暴力や、8050問題における暴力など暴力の複雑化が表面化しました。

また、若年女性が相談窓口にたどり着けない状況や、孤立しがちな中高年女性、障がい、高齢者、外国人の女性が抱える困難な問題も浮き彫りになっています。

これらの問題や課題と、女性は、女性であることに起因する構造的な困難が重なり合い関わり合う状況にさらされることにより、自分らしく生きることや、自己実現が困難な状況に置かれています。これは、自己責任論では解決できない問題です。

これらを受け、現在の社会ニーズに対応できる包括的な女性支援の必要性が高まり、令和4年5月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）が成立し、令和6年4月から施行されました。

女性支援法では、「売春防止法」から脱却し、支援の対象を「さまざまな困難な問題を抱える女性」とし、「女性の福祉・人権の尊重」という観点で支援を行うことが明記されました。また、「売春防止法」第4章保護更生の婦人保護事業は廃止され、「女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設」と、それぞれ名称を変更し、支援の中心機関として新

しい理念・枠組みの下、支援を行うこととなりました。加えて、行政の支援が届きにくい女性もいることなどから民間団体と協働すべきことも挙げられ、関係機関及び民間団体との協働により、早期から切れ目ない支援を行うことが明記されました。

女性支援法は、人権の尊重、女性の生活再建に向けた社会変革を求めており、基本理念に当事者の意思の尊重をはじめとする個別支援の重要性が示され、女性福祉の増進が包括的に図られるよう整備すること、また人権擁護、男女平等の実現を目指すことが示されました。今後、取り組むべきことは、今までと同様に、またそれ以上に女性の立場に寄り添った支援を行うこと、女性福祉の構築を目指し、当事者の意思の尊重と心身の健康回復、多様なニーズに対応し得る包括的な支援を目指し、多機関・民間との協働による支援を行うことであり、これらを公的責任を軸として進めていくことが必要であると考えます。

本市では、こうした背景をもとに、困難な問題を抱える女性一人ひとりに対する支援が地域格差なく受けられ、女性が主体的に生きられる社会と、当事者である相談者の自己決定が尊重され、安全安心に過ごせる社会、ウェルビーイング※１の実現を目指します。

男女共同参画社会は、個人としての尊厳が重んぜられることなど男女の人権がともに尊重される社会です。この社会の実現を阻害する要因のひとつに配偶者からの暴力（DV）があります。この問題はときには犯罪になる行為をも含む重大な人権侵害であるにも関わらず、その多くが外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという特徴があります。このような状況を改善するため、本市では平成２６年度に「富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定し、DV防止等の施策を総合的に推進してきました。

この度、女性支援法に基づく基本計画の策定にあたり、対象者及び支援内容の大部分が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という）に基づく基本計画と重複していることから、女性支援法に基づく基本計画にDV防止法に基づく基本計画を包摂して策定することとしました。

※１ ウェルビーイングとは 個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念

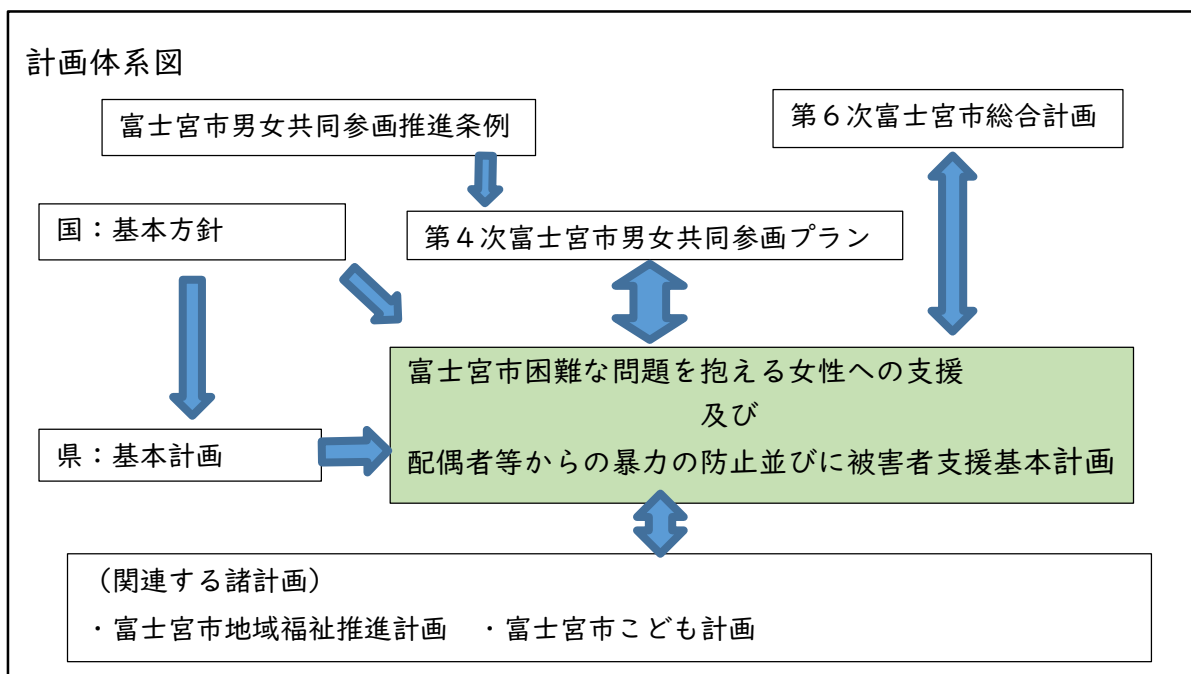
2 計画の策定方針・位置づけ

策定方針

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「第2次富士宮市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の次期計画の策定に合わせ、本計画と、令和6年4月1日に施行された新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項の規定に基づく基本計画とを一体化して策定を行うものです。

計画の位置づけ

本計画は、富士宮市総合計画を上位計画とし、本計画の取組の推進を通して、関連する重点取組や関連施策の目標達成をめざします。また、本計画は、国の基本方針に即し、静岡県の「第4次静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」及び「静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の内容にも整合を図っているほか、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定された「富士宮市第4次男女共同参画プラン」をはじめ、市の各分野における関連計画に掲げる施策、事業と連携して、困難な問題を抱える女性が安心かつ自立して暮らすことができる環境を整えることを目的とした計画として位置づけています。



3 計画期間

令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年）までの 5 年間とします。

4 本計画の対象者

(1) 女性支援法第 2 条に規定する「困難な問題を抱える女性」※ 2

性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や経済的困窮、DV や虐待、孤立・孤独など、家庭の状況や地域の関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性あるいはそのおそれのある女性であり、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず支援の対象とします。

(2) DV 防止法第 1 条に規定する「配偶者等からの暴力を受けた者」※ 3

「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（事実婚）にある者及び元配偶者（離婚（事実婚の場合は事実上離婚したと同様の事情）前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）を含み、性別を問いません。また、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない者を除く）及び生活の本拠を共にしていた元交際相手（交際関係を解消する前に暴力を受け、交際解消後も引き続き暴力を受ける場合）も含みます。

※ 2 「困難な問題を抱える女性」における女性特有の困難さとは

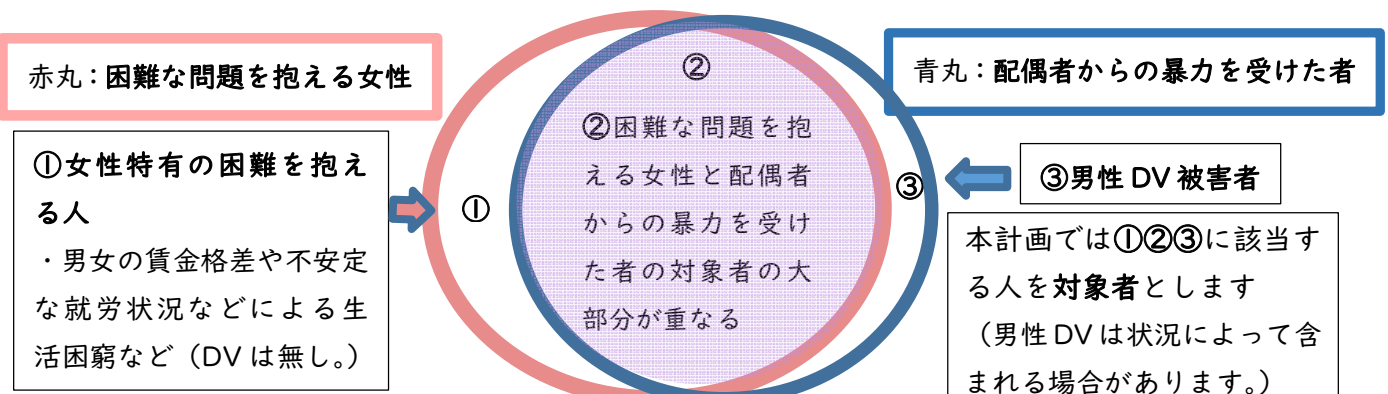
- ・ 女性性に起因する困難さ⇒性暴力や性的虐待、性的搾取等の被害にあいやすい。
月経・妊娠や出産に伴う（生理の貧困等）女性特有の問題。
 - ・ 社会構造の問題 ⇒ジェンダーに関するバイアス（偏見）、男女間の賃金格差、不安定な就労状況・非正規雇用の多くが女性等。
- * 困難な状況にあればあるほど、支援は求めにくくなります。いまだ気づかれていない困難を見つけ、支えていくことが、自治体、そして社会全体に求められています。

※ 3 「配偶者等からの暴力を受けた者」とは

「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力・性的暴力・経済的暴力等）を指します。

なお、本計画においては、上記に加え、恋人など親密な関係において暴力を受けた者（デートDV）も「配偶者からの暴力を受けた者」に含むこととします。

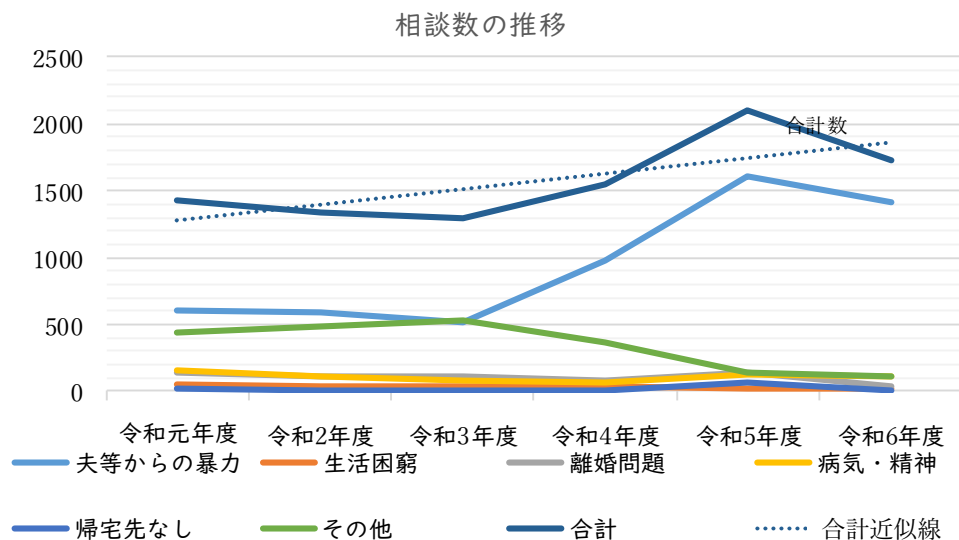
本計画の対象範囲



第2章 富士宮市における困難な問題を抱える女性支援の現状と課題

Ⅰ 富士宮市の現状（令和6年度）

女性相談数の推移と傾向



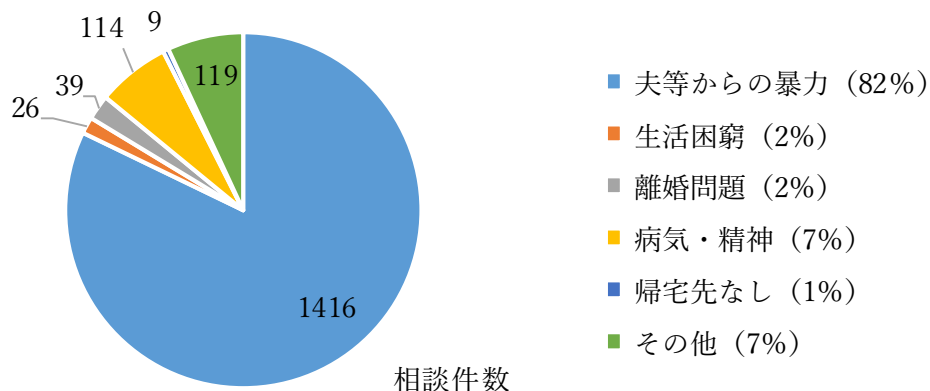
令和6年度の相談件数は1,723件、新規相談者は136名と過去最高数で、近年は継続相談が増加しています。相談内容の複雑化、多様化、問題解決までの長期化が数字に表れています。DV問題を主訴として、その裏に病気や貧困、家族の問題等複合的な問題を抱えているケースが増えています。

また、コロナ禍以降の相談の増加は顕著となっているほか、相談内容も複雑化、多様化し、問題解決までに相当な時間を要しています。

（参考）富士宮市 女性相談・DV相談状況

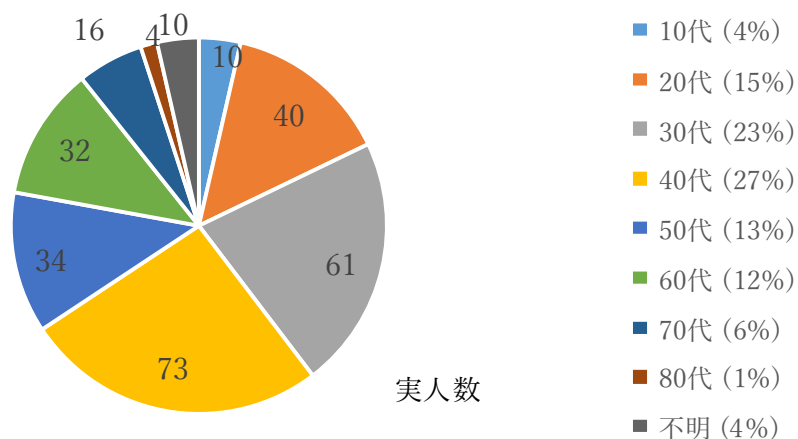
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数		1,340	1,293	1,531	2,109	1,723
内訳	電話	839	837	859	1,335	952
	面接等	501	456	672	774	771
実人数		261	231	309	273	281
内訳	新規人数	122	89	119	117	136
	継続人数	139	142	190	156	145
一時保護数		4	4	2	9	3
保護命令申立件数		4	1	0	1	4
外国人実人数		6	5	5	11	6

女性相談の主訴と傾向



相談の主訴として、夫等からの暴力の相談が全体の82パーセントを占めています。相談の入り口が暴力の相談の場合は、その後の相談や複合的な相談も暴力とカウントしているため、暴力の相談の比率が高く表れています。暴力に加え、離婚問題、病気・精神の問題、こどもの発達問題、貧困問題等、複合的な問題を抱えている方がほとんどです。また、DVの相談は、10年以上たって再燃するケースもあり、相談者とは細く長くつながっているケースが多くあります。配偶者からのDV相談だけでなく、いわゆるファミリーバイオレンスであるところの、親から子へ、子から親への暴力の相談も多くあります。

女性相談の年代別相談者数



相談者の年齢は18歳から87歳までと幅広く、その中で40代が最も多く、次に30代が続いています。30代と40代で全体の5割を占めます。この年代からの相談は、夫のDVを理由とした離婚相談に加えて、こどもの養育や両親との確執等、複合的な問題を抱えるケースがほとんどです。増加傾向にある70代以上の相談は7%となり、長年の夫からの支配や息子からのDV相談が多い傾向です。

2 前計画（令和3年度策定）からの取り組むべき課題

基本目標1 DVを許さない、見逃さない環境づくりの推進

DVを容認しない地域づくりの推進として、市職員に対し、DV対応研修会を毎年開催しているほか、全公立中学生を対象に、人権教育講演会「デートDV講座」を実施してきました。今後は全世代を対象にDVに対する啓発活動を拡充したいと考えており、特に若い世代への啓発が課題です。

基本目標2 安全で安心して相談できる体制づくり

- ① 被害者に寄り添った支援ができる相談体制の充実を図ってきましたが、相談件数は年々増加傾向にあり、その相談内容は複雑多様となり問題解決までの期間も長期化しています。複雑な問題に対応できる女性相談支援員の更なる専門性の向上と、安定・充実した相談体制づくりが課題です。
- ② 女性に限らず高齢者、障がい者、外国人、性的少数者など専門性が求められる相談に対応できる体制づくりが課題です。
また、男性相談を総合相談としてどのように対応していくかが課題です。

基本目標3 DV被害者と同伴するこどもの安全を守る保護環境の整備

- ① 緊急時は特に本人の状態像に合わせた対応が必要になります。帰宅先なしの方、障がいの状況、高齢者の心身の状況、同伴のこどもを有しているなどで対応が異なります。今後も、被害者の様々な状態像と同伴するこどもの状況に即した対応の充実が課題です。
- ② DV被害者や同伴者が加害者から居住場所を探られないよう、加害者の対応を関係機関で連携する必要があります。特にマイナンバー制度については、個人情報家族等が閲覧できる場合があるなど、利用する上での注意点等の周知が課題です。

基本目標4 DV被害者の生活再建に向けたきめ細かな支援の実施

- ① DV被害者の生活再建に向けた就業支援やメンタルヘルスケア等について民間機関等と更なる連携・協働の推進が課題です。
- ② DVの被害者と同伴しているこどもは、加害者から離れ自立した生活を開始しても心理的なダメージを受けているため、心のケアが必要となります。
今後もDV被害者とそのこどもに対して、関係機関と切れ目がないよう生活再建に向けたきめ細かな支援の充実が課題です。
- ③ DV被害者の住宅確保について、金銭的余裕がない、保証人が立てられないなどの状況に対応できるように居住支援体制の充実が課題です。

3 市民意識調査、関係機関へのヒアリングの実施

○本計画策定の参考とするため、市民意識調査及び関係機関の担当者に対するヒアリングを実施しました。

■市民意識調査実施状況

調査名	「富士宮市困難な問題を抱える女性への支援及び配偶者等からの暴力の防止並びに被害者支援基本計画策定」に関するアンケート
調査対象	一般市民（18歳以上75歳未満無作為抽出 前回同様を想定）
標本数及び回答数	標本数 1,500件 回答数 453件 回答率 30.2% （前回R3調査時 標本数 1,500件 回答数 501件 回答率 33.4%）
調査項目	調査票 12項 38問（前回、R3調査時7項 20問）
調査期間	令和7年8月1日から令和7年8月20日まで
調査方法	委託事業者にて郵送、回収、集計を実施しました。 紙面及びウェブで回答ができるようにしました。
市民意識調査の総括	前回調査との比較をするため、DV対策基本計画については、質問内容を大きく変更していませんが、女性支援法に関連した質問を追加し、年齢層や標本数は前回調査時と同じ条件で調査を行いました。 DV対策基本計画部分に関しては、おおむね前回と同様の傾向でしたが、特筆すべきは、問17のパートナーから暴力を受けたり、パートナーへ暴力をふるったことがあるかの質問に対し、被害者の多くは女性でしたが、暴力の内容で見ると、精神的な暴力が一番多く、前回まで一番だった身体的な暴力を上回る結果となりました。これは、現在の女性相談の内容と合致する結果となりました。 次に、問10の性別役割分担意識の是非に関する質問では、男性、女性共に賛成と答えた割合が減少したものの、反対と答えた割合も減少し、わからないと回答した人の割合が大幅に増えた調査結果となりました。 これは、性別役割分担意識を意識しない意味であれば歓迎すべきですが、単純にわからないのであれば啓発が必要であることを示しています。この設問について、暴力をふるったことがある男性に限って着目すると、「どちらかといえば賛成」と答えた割合が33%と一番多く、暴力をふるう男性に性別役割分担意識が根強く残っており、啓発の必要性を示していると言えます。 女性支援法に関連した質問については、「法律があることも内容も知らない」と回答した割合が8割でしたが、「関心がある」と回答した割合が、「やや関心がある」を含め6割あったことから、関心の高さが伺えました。また、女性のみ質問した問33のあなたが抱える悩みや困

	りごとの問いでは、将来についてぼんやりとした不安があると答えた割合が一番高く、様々な潜在的な不安に寄り添う必要がある事を示しています。特に、暴力を受けたことがある女性に限って見ると、「ぼんやりとした不安がある」と答えた割合が一番でしたが、次に「家計が苦しい」、「借金、失業、収入が低いなど経済的な問題がある」、「社会生活の中で経済的・地位的に男女の格差があり、男性が優遇されていると感じる」と続き、まさに困難な問題を抱える女性における女性特有の困難さを示した結果でした。 さらに、問15のDVについてどう感じているかの問いについて「人権侵害だと思う」と答えた割合は、女性全体では41%であり、暴力を受けたことがある女性においても51%に留まっていることから、更なる人権意識の啓発の必要性が確認できました。 最後に、自由記述にて、切実な状況を吐露している回答が散見されています。
--	---

■関係機関ヒアリング実施状況

実施方法	関係機関（庁内18機関、外部6機関）の担当者にヒアリングを実施しました。
ヒアリングの総括	全ての関係部署及び関係機関において、女性相談と適切に連携した丁寧な対応が取れていることが確認できました。今後も引き続き同様な連携と、切れ目のない支援を行うことを確認しました。
	相談者が、市の女性相談に相談する心理的ハードルが高いとの意見が複数聞かれました。気軽に相談できる仕組みづくりについて検討が必要です。
	男性相談及び男性のDV相談について、現時点では相談数が少ないため具体的な方策には至りませんでした。ニーズがあることは確認できました。今後の状況変化に対応できるよう、男性相談の先行事例等の研究及び方向性の検討を行います。
	増加している精神的な問題を抱える相談者や、一時保護後のDV被害者等への心理的ケアを担える機関が不足している現状が複数聞かれました。心理的ケアの充足に関する課題をどのように扱うのか検討が必要です。
	DV対応研修に参加したいが病院や保育園等の現場を空けることが難しいため、定例会議等にあわせて出張研修を行えないかとの意見が複数聞かれました。

4 富士宮市の役割

- 支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たします。あわせて、早期に相談できる環境づくりを推進し、庁内外の関係機関や民間団体と連携し早期から切れ目のない支援を目指します。
- 児童福祉、母子保健、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の必要な制度を所管する当該庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。
- 必要に応じて支援対象者を県や他の市町、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町等と連携して支援を行う等、関係機関との緊密な連携に努めます。
- 庁内での情報共有及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、柔軟に関連部署が参加できるようにするなど会議の開催等の工夫に努めます。
- 女性相談支援員の適正な配置や支援調整機能の強化に努めます。
- 相談者に対し支援窓口の周知等に努めるほか、支援対象者の支援活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に担うことに努めます。
- 秘匿性の高い支援を行うなど、DV支援の特性に即した基本的な役割について十分認識した上で、相談体制の強化を推進します。

第3章 計画の体系

1 基本理念

困難な問題を抱える女性を含めたすべての人の人権が尊重され、最適な支援に結び付くと共に、暴力（DV）のない安全・安心に暮らせるまちを目指します。

～その人らしくその人のウェルビーイングの実現を目指します～

2 基本的な考え方

～当事者の意思を尊重した支援～

女性支援法の基本理念に沿って、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、当事者主体かつ当事者の意思を尊重した支援を実施します。

また、様々な状況にある困難な問題を抱える女性を年齢・障がいの有無・国籍を問わず支援します。包括的な切れ目のない支援提供を目指し、関係各課・関係機関・民間団体との連携を強化し、これまでに女性相談窓口や福祉的支援につながりにくかった、若年女性や中年層単身女性等が相談につながりやすい相談窓口の周知や改善を行ないます。

3 基本目標

本編第1章の計画策定の背景、計画の策定方針・位置づけを踏まえ、第2章の富士宮市の現状を勘案し、4つの基本目標を設定し施策体系を整理しています。

基本目標1 人権を尊重し、暴力（DV）が無い環境づくりの推進

基本目標2 安全で安心できる相談体制づくりの推進

基本目標3 当事者の安全を守る保護環境の整備

基本目標4 当事者の生活再建に向けたきめ細やかな支援の実施

4 施策体系

基本目標1 人権を尊重し、暴力（DV）が無い環境づくりの推進

個別目標	施策の方向
(1) 市民に対する人権意識の醸成	① 広報や市ホームページ等による啓発（継続） ② 「女性に対する暴力をなくす運動」の推進（継続） ③ DV防止講座や、ジェンダー意識に関する講座の実施（拡充） ④ 市民意識調査の実施（継続）
(2) 人権教育の推進	① 若年層における人権教育の推進（学校等における若い世代へのデートDV防止に関する講座の実施）（継続） ② 男女平等・家庭内における相互尊重の育児の推進（継続） ③ 教員等学校関係者に対する周知（継続） ④ 女性特有の困難さについての理解と啓発（新規）
(3) 相談窓口の周知	① 女性相談・DV相談案内カードの配布（継続） ② リーフレットを利用した窓口の周知（継続） ③ メディアなどを活用した窓口の周知（継続）
(4) 関係機関への研修の実施	① 早期発見のための関係者（医療、教育、保育、保健、地域、民生委員・児童委員等）への啓発（継続） ② 県対応マニュアルの医療機関への周知（拡充） ③ 二次被害の防止のための研修（継続） ④ 関係職員等への研修の実施（継続）

基本目標2 安全で安心できる相談体制づくりの推進

個別目標	施策の方向
(1)相談体制の強化	①相談者の自己決定を尊重した柔軟な対応（継続） ②無料法律相談・無料人権相談の活用（継続） ③相談体制の整備と充実（拡充） ④苦情処理の体制の整備（継続） ⑤加害者向けプログラムに関する情報収集（継続） ⑥男性DV被害者に対する相談体制の検討（継続）
(2)関係機関との連携強化	①DV防止連絡会（困難な問題を抱える女性のための支援調整会議）の開催（拡充） ②富士宮市要保護児童対策地域協議会での連携（継続） ③静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議での連携（新規）
(3)相談員の専門性の向上	①相談員の研修参加・支援体制の充実（拡充） ②関係機関との情報共有・ケース検討の実施（継続）
(4)複合的問題を抱える女性及びDV被害者への対応の充実	①若年層の支援機関との連携（新規） ②母子・妊婦等の支援機関との連携（新規） ③生活困窮者支援機関との連携（新規） ④障がい者相談支援機関との連携（継続） ⑤地域包括支援センターとの連携強化（継続） ⑥外国人相談機関との連携強化（継続） ⑦医療機関との連携（新規）

基本目標3 当事者の安全を守る保護環境の整備

個別目標	施策の方向
(1)緊急時における安全の確保と一時保護	①警察との連携強化（継続） ②静岡県女性相談支援センターと連携した一時保護の実施（継続） ③緊急時における安全の確保（拡充） ④緊急援護費の活用（継続） ⑤保護命令等に関する支援及び関係機関への手続きの支援（継続） ⑥同伴することもへの配慮と支援（継続）
(2)DV被害者等に関する情報の保護	①住民基本台帳事務における支援措置の活用（継続） ②関係部署による個人情報管理の徹底（継続） ③加害者対応の徹底（継続） ④マイナンバーカードに関わる秘密保持の徹底（新規）

基本目標 4 当事者の生活再建に向けたきめ細やかな支援の実施

個別目標

施策の方向

(1)生活再建に向けた支援	①生活保護等の制度の適切な情報提供と活用（継続） ②児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付、児童手当等の活用（継続） ③自立支援に向けての支援計画と切れ目のない支援（継続） ④市営住宅への入居の相談（継続） ⑤住宅確保の支援（継続） ⑥母子生活支援施設の活用（継続） ⑦被害者の居場所が特定をされない支援（継続） ⑧心のケアのサポート(カウンセリング、相談機関の紹介)（継続） ⑨市民相談・法テラス等の活用（継続）
(2)関係機関等との連携強化	①関係部署との連携・ケース会議の随時実施（継続） ②被害者への対応マニュアルの整備（継続） ③被害者への同行支援の実施（継続） ④他県、他市との連携（継続） ⑤関係機関と連携した支援の強化（継続） ⑥必要時、民生委員・児童委員、人権擁護委員との連携（継続）
(3)同伴する子どもへの支援の充実	①こどもの就学・就園支援（継続） ②こどもの心のケアの実施（拡充） ③子育て制度の情報提供と支援（継続） ④こどもの健やかな発達のための養育支援（継続）
(4)民間支援団体等との連携強化	①民間支援団体との連携強化（継続） ②転居後の生活を支える環境の整備（継続） ③民間が運営する保護施設等の開拓（新規）

第4章 施策の方向性と展開

基本目標Ⅰ 人権を尊重し、暴力（DV）が無い環境づくりの推進

施策の方向性

全ての女性が一人の人間として尊重され、安全・安心な社会環境において、自立して暮らす権利を守るため、女性支援法が施行されました。困難な問題に直面している女性の人権が擁護されるためには、全ての市民が、女性支援法の存在を認知し、女性特有の困難さがあることを理解し関心を持つことや、適切な支援を受けるための相談窓口を知ることが大切です。

また、全ての人の人権擁護が図られる必要があります。男女平等の実現を阻害する一因として暴力があります。これは、性別、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

また、暴力の多くは家庭の中で行われるため、表面化しにくく、被害者が生命にも関わる深刻な状況に置かれることがあります。一方で、加害者は、配偶者に対する暴力が犯罪だという意識が低く、一時的に和解しても、すぐに同じことを繰り返す連鎖が見られることや、DVはこどもに対しても影響が大きく、DVがある家庭で育ったこどもは、成人後もその影響が残る場合があります。

このような状況を踏まえ、DVは、「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることや、相談窓口等を広く周知するとともに、関係機関に対する資質向上を目指した研修、啓発、協力要請や若い世代に対する教育、啓発活動等に努めます。

個別目標（Ⅰ） 市民に対する人権意識の醸成

現状と課題

困難な問題に直面している女性の人権が擁護されるためには、全ての市民が、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の存在を認知し、女性特有の困難さがある特性を理解し関心を持つことが大切です。

市民意識調査における「女性支援法認知度」（図表Ⅰ）では、法律があることを知っていると回答した人が内容はよく知らない人を含め17.8%、「法律があることも、その内容も知らない」と回答した人が79.9%となり、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の普及啓発が必要です。

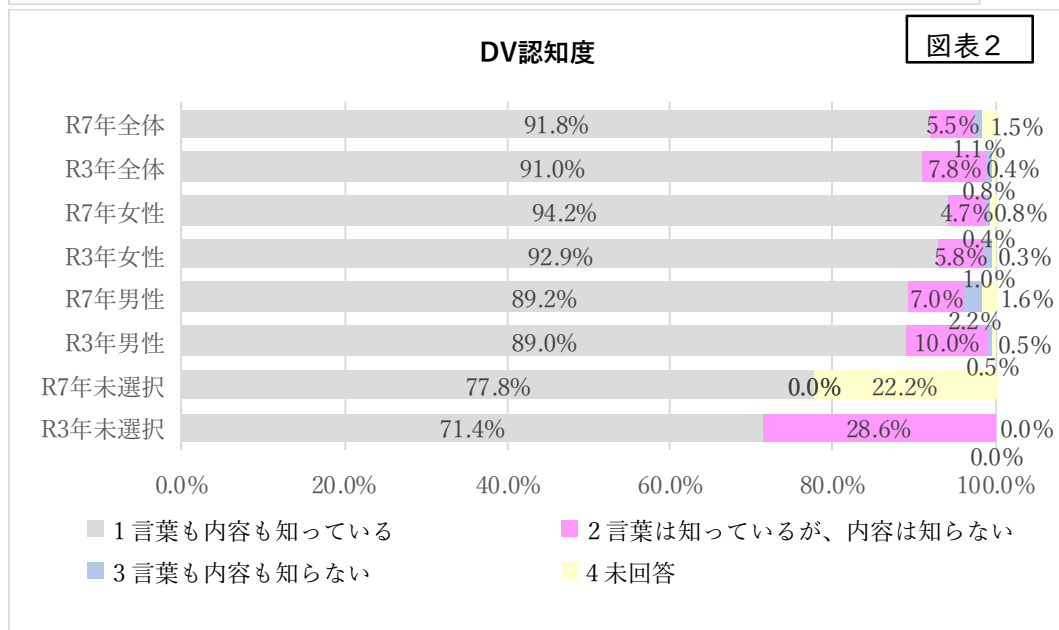
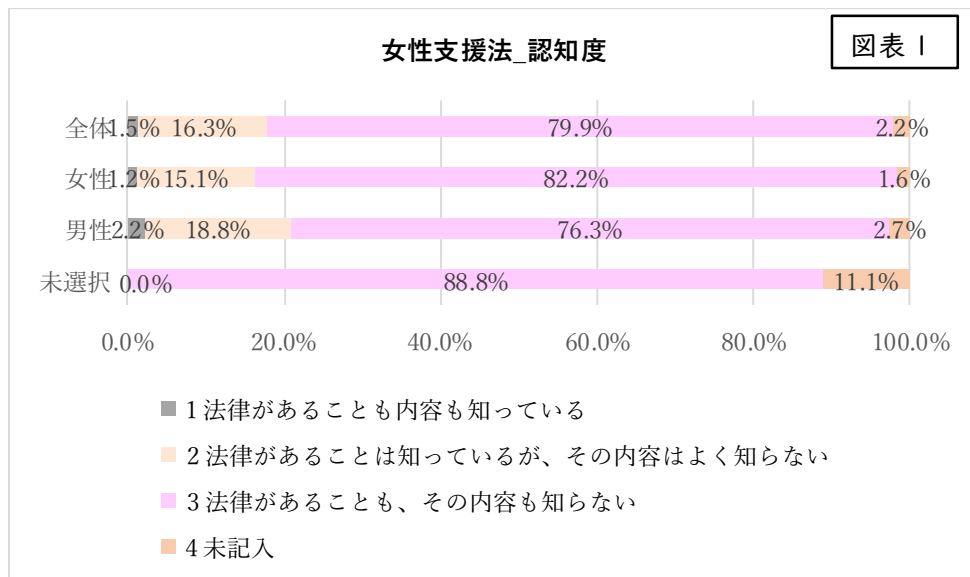
「DV認知度」（図表2）では、「DVについて知っている」と回答した人は91.8%（前回91.0%（前回とは令和3年度実施のアンケートを指す））と横ばいでしたが、「DV防止法 認知度」（図表3）については、「法律があることも、内容も知っている」と回答した人は30.5%（前回20.8%）と増加したものの、「法律がある

ことは知っているが、内容はよく知らない」は54.7%（前回67.7%）となり、内容の理解までは浸透していない傾向となりました。

「DVだと思ふ行為」（図表4）では前回のアンケートと同じく「身体的暴力」を約9割の方がDVと認識している一方、「交友関係や電話連絡などを細かく監視する」や「GPSや位置情報アプリ等で行動を監視したり、スマートフォンをチェックする」など、身体的な暴力ではないDVの認知度が約6割と他のDVと比べ、暴力としての認識が低い傾向となりました。

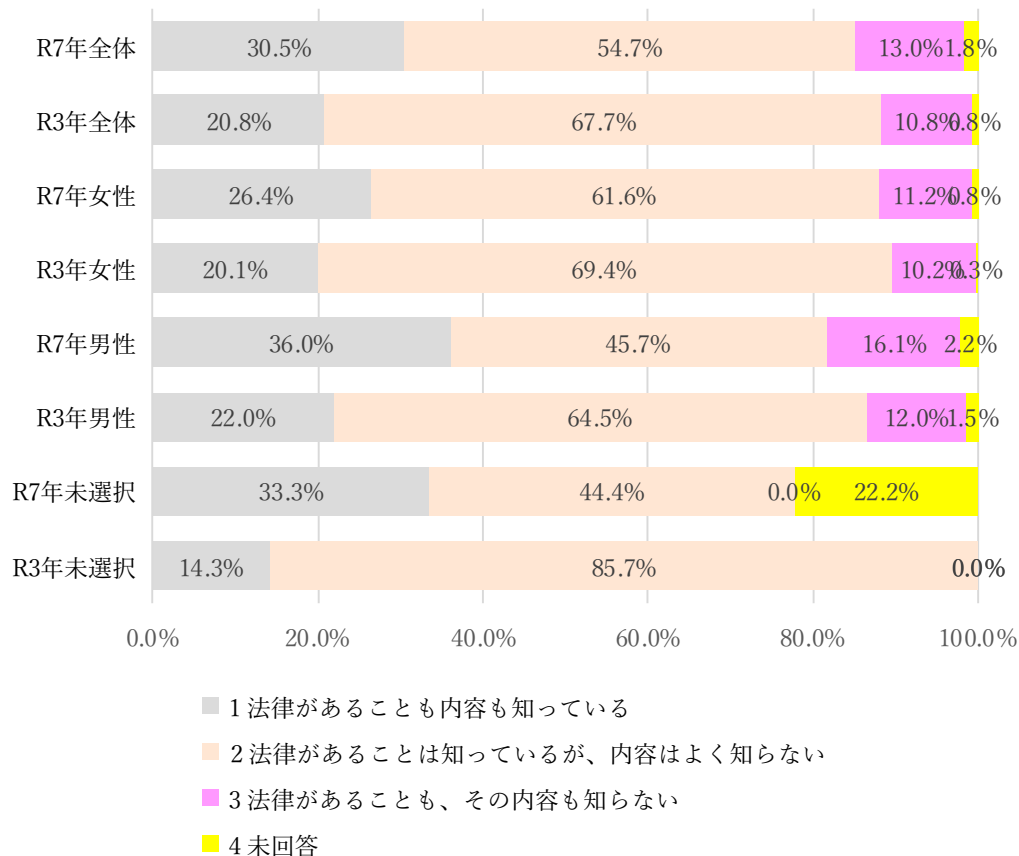
DVを防止していくためには、市民がDVについての正しい認識を持つことが必要となります。DVは配偶者やパートナーなど親密な関係で発生するため、表面化しにくく、家庭の問題として過小評価されてしまいがちです。

また「DVを見聞きした経験」（図表5）では、「身近に暴力を受けた人がいる」が全体では19.9%で、特に女性は25.2%となっており、女性のほうが暴力を身近で感じている割合が高い傾向となりました。



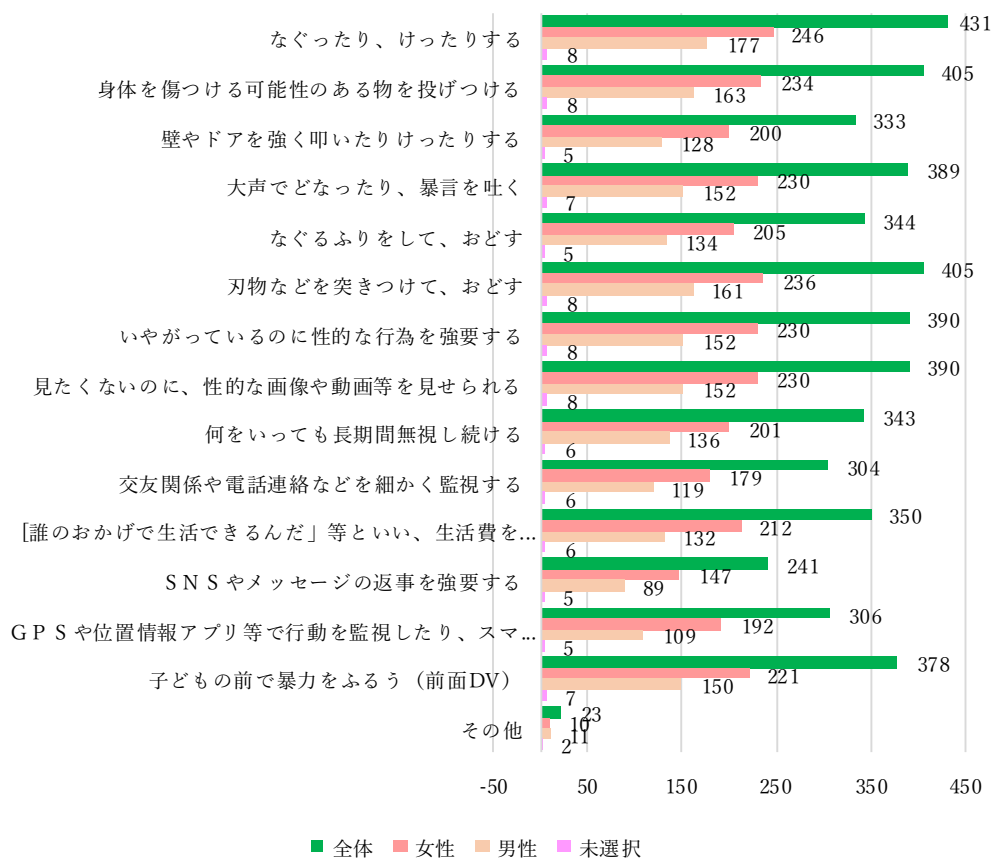
DV防止法_認知度

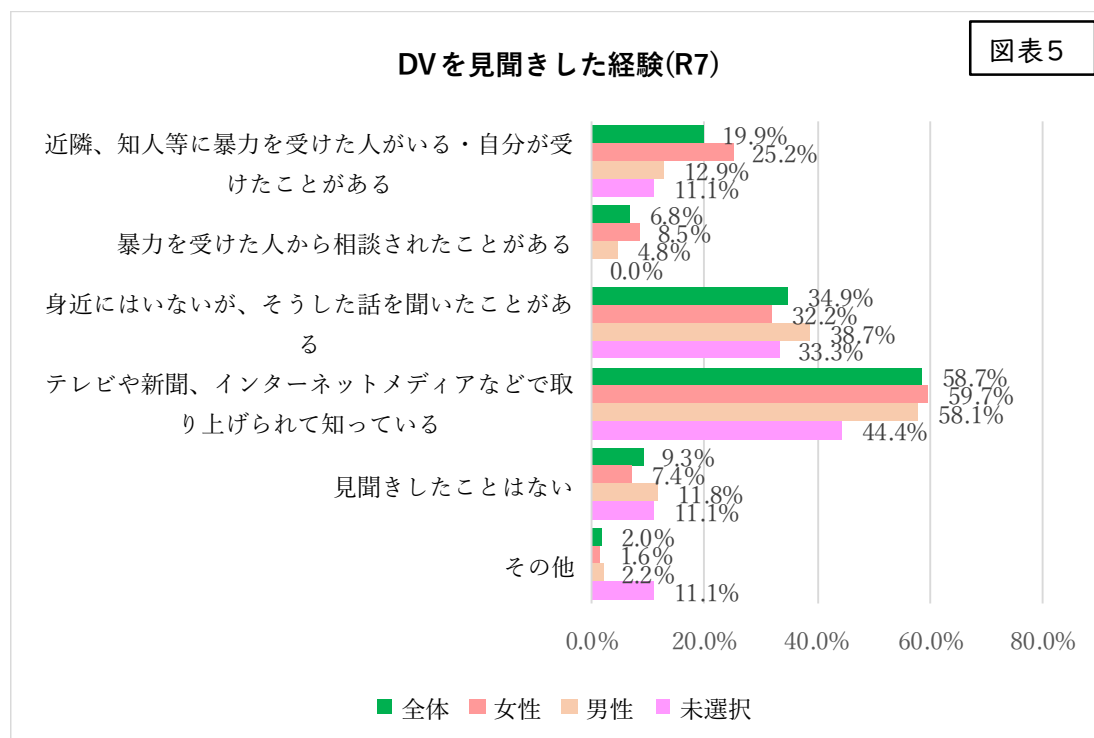
図表3



DVだと思う行為(R7)

図表4





今後の取組

女性支援法の存在を認知し、女性特有の困難さがあることを理解し関心を持つことやDVを防止していくためには、市民に向けて情報を発信していくことが必要であり、広報紙、ホームページ、リーフレット等を活用した情報提供を進めます。また、「女性に対する暴力をなくす運動」※4期間を中心に啓発活動を行い、今まで以上に取組を強化します。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
①広報や市ホームページ等による啓発 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の存在を認知し、女性特有の困難さがあることを理解し関心を持つことや、暴力（DV）についての知識を持ち、暴力（DV）は犯罪をも含む行為であることを認知するために、広報紙、ホームページ、リーフレット、チラシ等を活用した情報提供を進めます。	継続	福祉総合相談課 市民交流課
②「女性に対する暴力をなくす運動」の推進 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心に、啓発活動を行います。	継続	福祉総合相談課 市民交流課
③DV防止講座や、ジェンダー意識に関する講座の実施 学校関係、関連諸団体等に積極的に情報提供し、DVとモラルハラスメントやジェンダー意識を含めた分かりやすい講座を実施します。	拡充	福祉総合相談課 市民交流課

④市民意識調査の実施 計画策定時に女性特有の困難さやDV対策の周知を積極的に進める為、実態把握や市民の意識調査などを実施し、分析を進め公表します。	継続	福祉総合相談課 市民交流課
--	----	------------------

※4「女性に対する暴力をなくす運動」とは 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、毎年11月12日から25日までの2週間を官民連携・協力のもと、内閣府が主導して実施している。

個別目標（２） 人権教育の推進

現状と課題

女性支援法の存在を認知し、女性特有の困難さがある特性を理解し関心を持つことや、DV根絶に向けては、こどもの頃からの人権教育・啓発がとても重要で効果的です。

また、こどもの頃からの人権教育を実施することで、DVの被害者も加害者も成人後のメンタルの回復や予防につながります。

交際中の恋人同士の間で起こる暴力行為である「デートDV認知度」（図表6）は、49.2％（前回48.1％）でした。

「DVについての感じ方」（図表7）の質問では、「絶対に許せないと思う」は60.5％（前回70.2％）「人権侵害だと思う」は、36.6％（前回40.4％）でした。

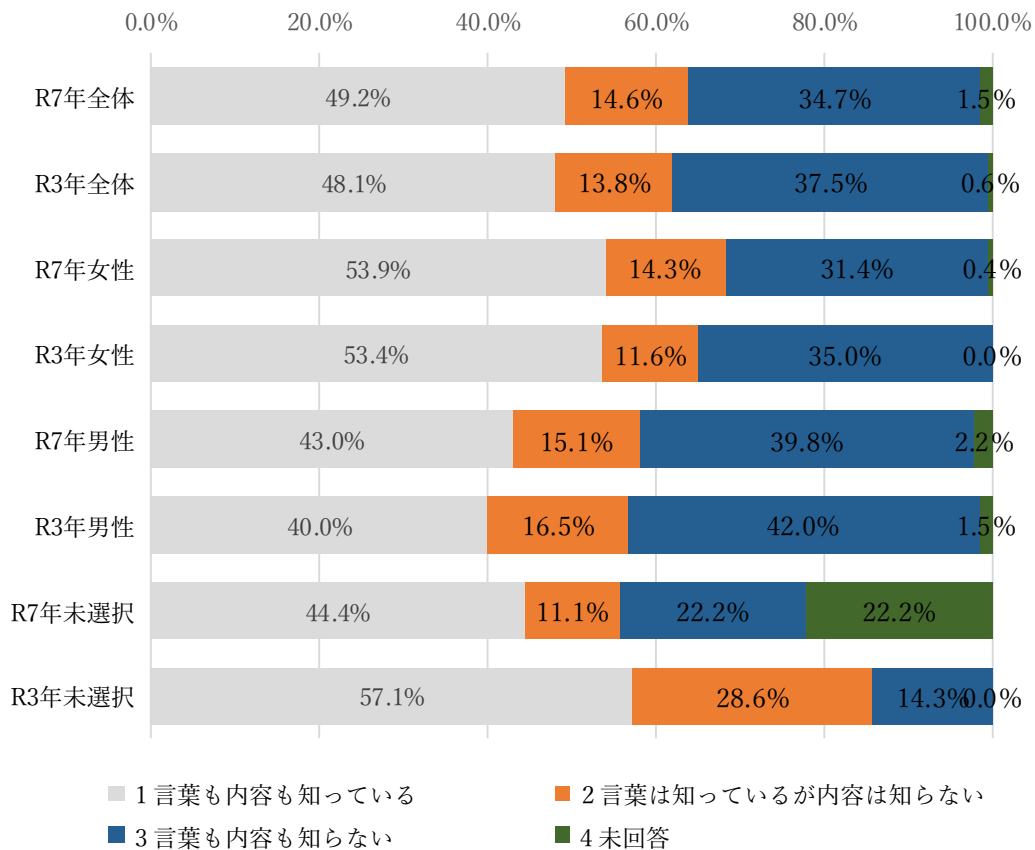
また実際に「配偶者等からの暴力の被害経験」（図表8）では、「暴力を受けたことがある」は全体では11.7％（前回9.8％）ですが、性別でみると女性は18.2％（前回14.3％）と多く、男性では3.2％（前回3％）とそれぞれ増加しています。

さらに、「暴力をふるった経験」では、男性は9.7％（前回8.0％）と多く、女性は1.9％（前回1.0％）でした。被害者の多くは女性であり、暴力の内容で見ると、精神的な暴力が一番多く、前回まで一番だった身体的な暴力を上回る傾向となりました。

「DV・デートDV防止のために必要なこと」（図表9）では、「学校で児童・生徒・学生に対し、人権尊重・男女平等に関する教育を行う」が68.7％（前回65.6％）と一番多く、次いで「家庭でこどもに対し、人権を尊重するための教育を行う」、「加害者への罰則を強化する」が共に62.7％となっており、また、自由記述においても、学校等で小さいときから人権を尊重する教育が必要という意見が複数見られるなど、DVを防止するためには学校や家庭でこどものうちから人権を尊重する教育が必要という意識が高いことが伺えました。

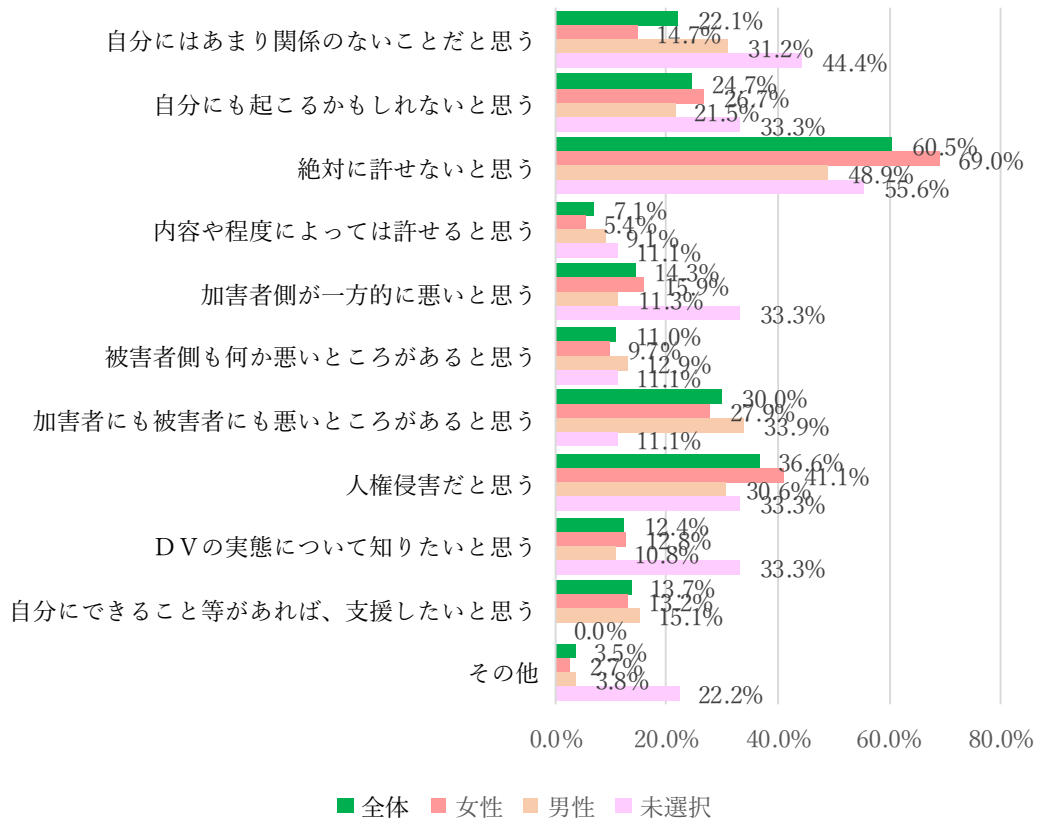
デートDV認知度

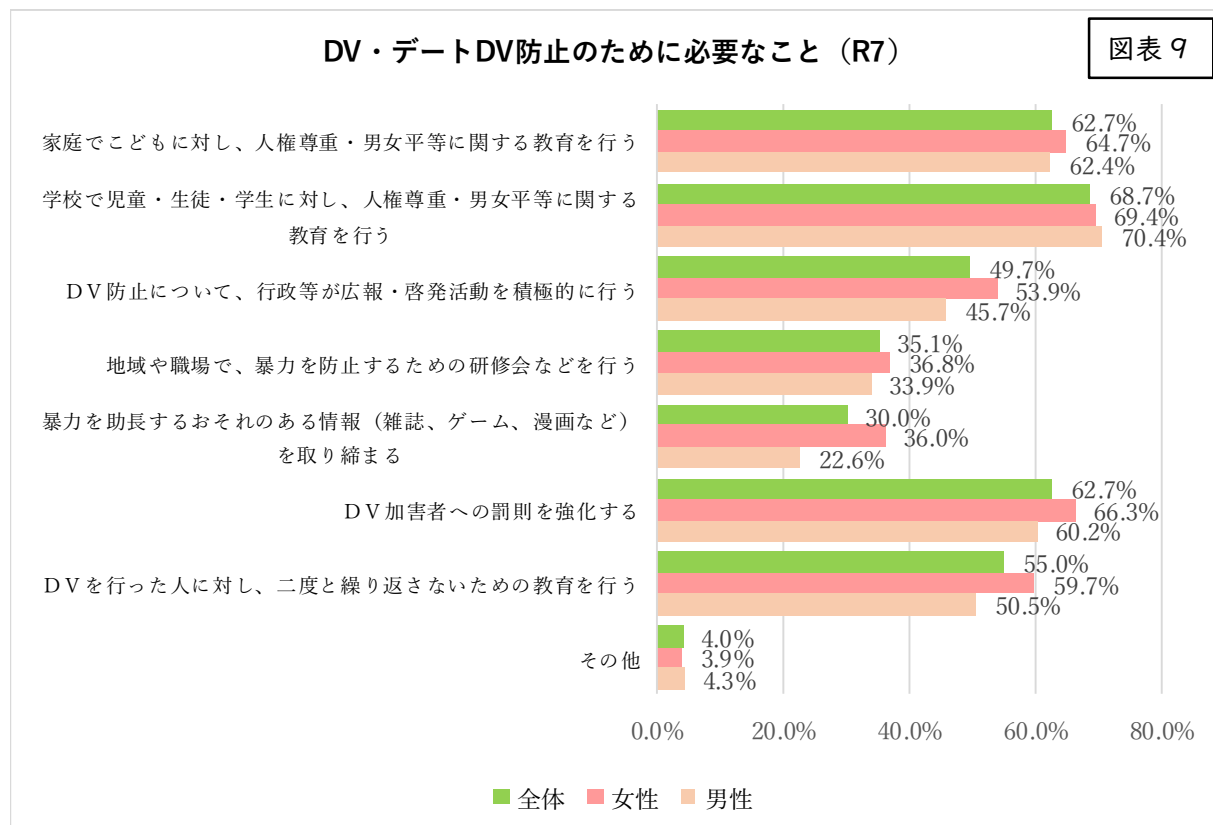
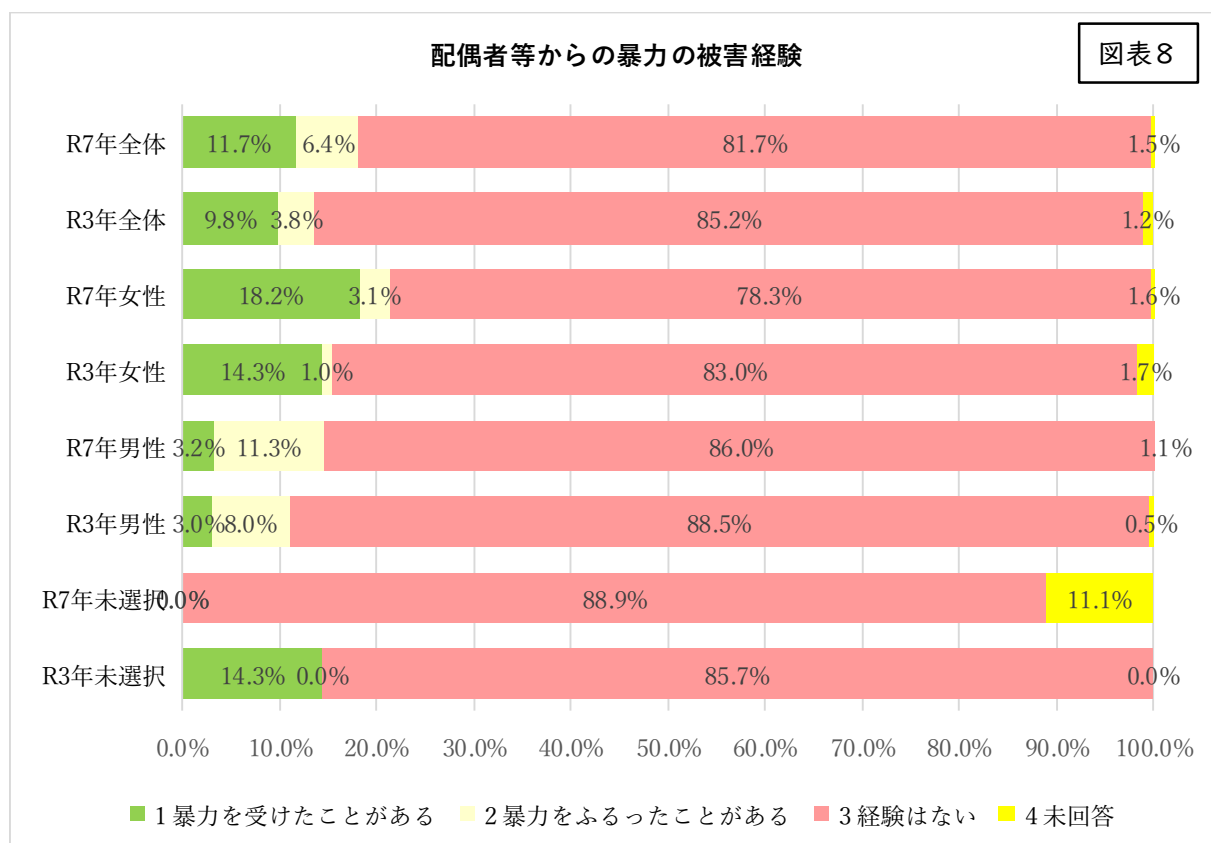
図表6



DVについての感じ方(R7)

図表7





今後の取組

若い時からの人権教育として、女性支援法についてや、女性特有の困難さを理解し関心を持つための啓発を行います。

また、「DVは人権侵害」であることを伝えるDV（デートDV含む）防止に関する講座を継続して実施します。

特に、配偶者等との間の暴力的関係は、交際期間から始まっていることも多いことを踏まえ、若年世代に対し、お互いを尊重し信頼に基づく関係を築けるよう、リーフレットやホームページ等での情報発信等を通して、デートDV防止に関する効果的な啓発を進めます。

さらに、暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることも大切です。自分自身の大切さを自覚するとともに、虐待、暴力行為、いじめ、セクシュアル・ハラスメント等の危機を自分で切り抜けるための知識や方法を学ぶ機会を増やします。学校関係、保健センター等と連携し、DVと人権を交えた情報提供や、若年層をはじめ、全年齢に対する啓発を進め、男女がお互いに人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない意識を高めます。こどもたちと接する機会が多い教職員等学校関係者に対しても周知を行います。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
<u>①若年層（学校等）における人権教育の推進（若い世代へのデートDV防止に関する講座の実施）</u> 若い世代に向けて学校教育活動等を通して、デートDV防止、人権についての教育を行います。 分かりやすいリーフレットや、携帯サイトの活用など、若者が関心を持ちやすいツールを用いた啓発や情報提供を行います。	継続	学校教育課 市民交流課
<u>②男女平等・家庭内における相互尊重の育児の推進</u> もうすぐパパママ学級や乳幼児健康診査、訪問指導において、男女共同、家庭内における相互尊重の育児の推進、DV防止の啓発、DV相談窓口、相談方法についての周知普及を行います。	継続	健康増進課
<u>③教職員等学校関係者に対する周知</u> 学校等でのDV予防教育のための、DVに関する基礎知識の啓発を行います。また、教育機関で発生した事案でDVが背景にある場合、関係機関と連携を図り情報交換や連絡調整を行います。	継続	学校教育課

④女性特有の困難さについての理解と啓発 研修会や講演会等において様々な事情により、日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性に対する理解と啓発を進めるための取組を行います。	新規	福祉総合相談課 福祉企画課 高齢介護支援課 こども未来課 保育支援課 障がい療育支援課 健康増進課 市民交流課 地域医療連携室
--	-----------	--

個別目標（３） 相談窓口の周知

現状と課題

困難な問題に直面している女性を始め、DV被害者が安全な生活を送るためには、本人が情報を入手し、支援者等の力を借りながら、最終的には自分自身で決定し、問題を解決できる行動がとれるようになることが大切です。そのためには、自身が自分の置かれている状況を理解し、その上で相談先を知ってもらうことが必要です。

「相談窓口認知度」（図表 10）について、困難な問題を抱える女性の相談窓口を「知っている」と答えた人は 16.3%で、「知らない」と答えた人は 79.1%であり、相談窓口の周知が必要です。

「暴力を受けた後の対応」（図表 11）（複数回答）について、50.9%の方は「暴力をふるった相手に抗議」をしたり、「家族や友人など身近な人に相談」をしています。

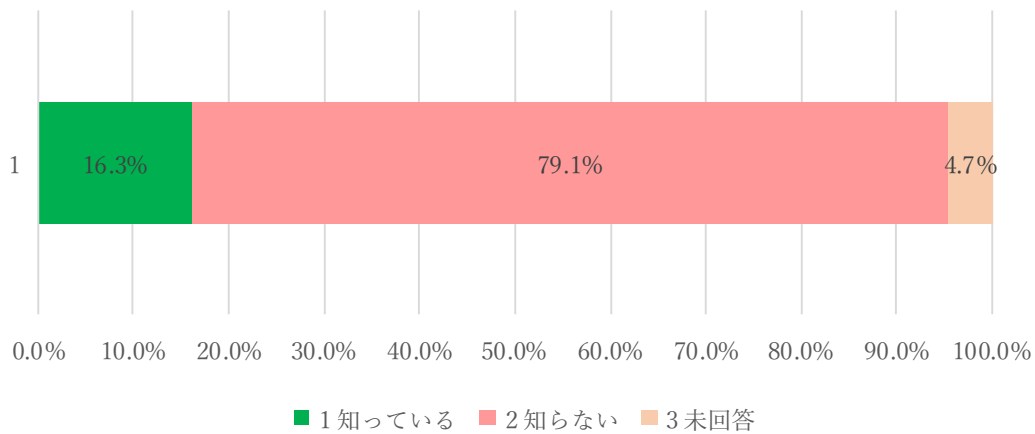
しかし、「相談機関に相談した」人は 8.5%程度とまだまだ少ない状態です。また「相手に抗議しなかった（できなかった）」「相談をしなかった（できなかった）」人も 18.3%ほどいます。そのため、本人自身が、今の状態をDVと認識するとともに、身近に相談窓口があることを広く周知していく必要があります。

さらに、配偶者等から暴力を受けたとき「抗議をしなかった理由」（図表 12）について、「こどもや生活のために、「自分さえ我慢すればよい」と思った」が一番多く 60.0%でした。次いで「仕返しやもっとひどい暴力を受けると思った」が 40.0%となりました。

しかしながら、DVは、繰り返し起きることや、回数を重ねるごとに被害がエスカレートする傾向があることから、何もしないことが、事態をさらに悪化させる恐れがあるという認識を深めてもらえるように、周知、啓発を進める必要があります。

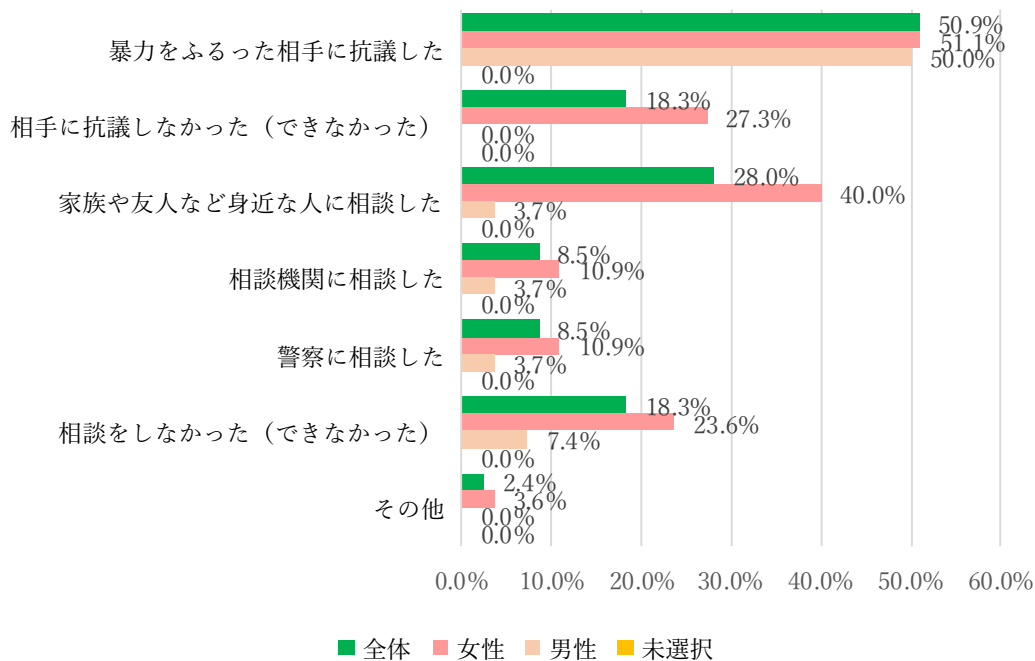
困難な問題を抱える女性の相談窓口認知度【女性のみ】

図表 10



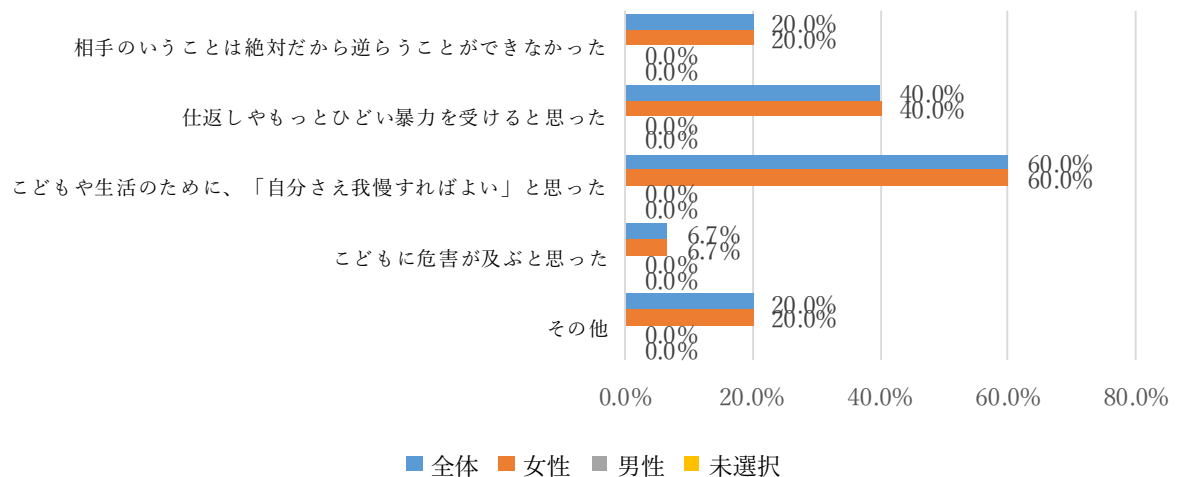
暴力を受けた後の対応(R7)

図表 11



抗議をしなかった理由

図表 12



今後の取組

困難な問題を抱える女性の相談窓口の周知と女性DV被害者への支援を進めるために、今後もDV相談案内カードを市庁舎窓口、市庁舎女性用トイレ、市立病院、図書館、警察署、保健センター、救急医療センター、総合福祉会館、裁判所などに設置します。また、広報紙、市のウェブサイトなども利用し、DV相談窓口や直通電話番号の周知などの相談窓口の広報を推進します。

また、相談支援の必要な人が適切な相談機関につながっていない状況が考えられるため、支援を行う関係機関の連携やネットワークをより強化します。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
①女性相談・DV相談案内カードの配布 女性相談・DV相談案内カードを関係機関の窓口、病院等に設置し相談窓口を広く周知します。	継続	福祉総合相談課 市民交流課
②リーフレットを利用した窓口の周知 リーフレットを作成し、困難な問題を抱える女性の相談窓口や、DVの相談機関の周知を行います。	継続	福祉総合相談課 市民交流課
③メディアなどを活用した窓口の周知 市のウェブサイト、広報紙、報道機関など、様々な媒体により相談窓口を広く周知します。	継続	福祉総合相談課 市民交流課

個別目標（４） 関係機関への研修の実施

現状と課題

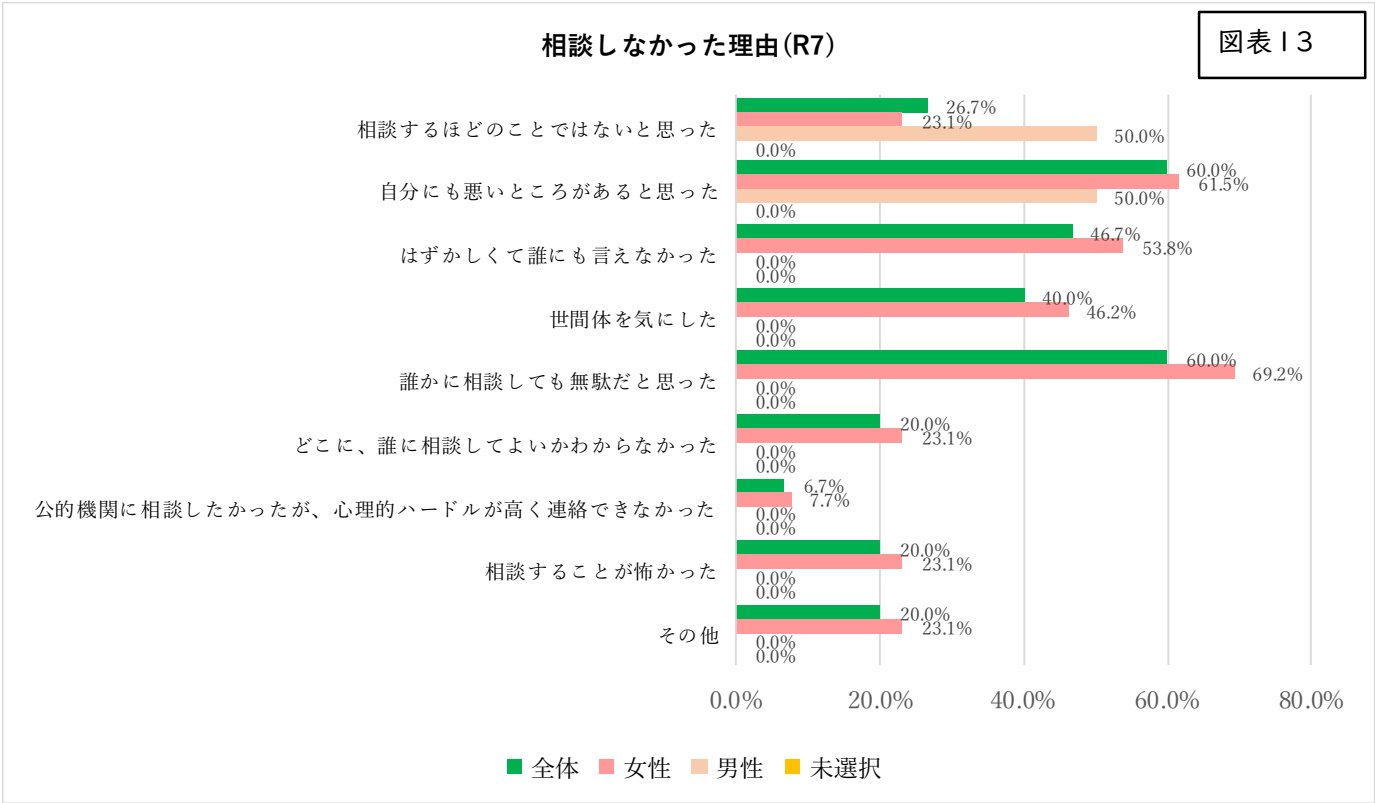
配偶者等から暴力を受けたとき「相手に抗議しなかった（できなかった）」の最も大きな理由は、図表12にあるように「こどもや生活のために自分さえ我慢すればよいと思った」が一番多く、次いで「仕返しやもっとひどい暴力を受けるといった」となります。また、「相談しなかった理由」（図表13）の最も大きな理由は「誰かに相談しても無駄だと思った」（60.0%）と「自分にも悪いところがあると思った」（60.0%）が同数で、次に「はずかしくて誰にも言えなかった」（46.7%）、「世間体を気にした」（40.0%）となっています。このことにより、図表11に示された18.3%の方が、相談できていない状況にあることの背景が伺えます。

相談の中で、過去に暴力を振るわれ負傷して整形外科を受診しても、医師には「転倒した」と言い、真実を伝えられないという相談者もいます。

そのため、「DV防止法」では、医療、保健関係者が配偶者等からの暴力により負傷した者を発見したときには、その意思を尊重したうえで警察・関係機関等への通報や、相談窓口の情報提供などを通じて、被害者の早期発見につなげることが期待されています。また、地域福祉を担う民生委員等の福祉関係者も、相談業務や対人援助業務を行う

中で同様の立場にあることから、医療、保健関係者に準じた対応が望まれています。

一方、相談者にとって自分にも悪いところがある、世間体が気になる、はずかしいなどの感情から相談をためらう方が少なくないことも踏まえ、早期発見のための相談の在り方を共有する事や、被害者が、暴力に悩みながらも、なかなか相談にたどりつかない場合が多いという現状から、医療や保健等の関係者が支援の糸口を提供することは、被害者自身の行動を促す上で大きな役割を果たします。



今後の取組

被害者の早期発見、早期対応、二次被害を与えない対応等、職務関係者に対して、DVに関する情報提供に努めるとともに、緊密な連携を推進します。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
①早期発見のための関係者(医療、教育、保育、保健、地域、民生委員・児童委員等)への啓発 DVを発見する可能性の高い関係者に市の関係機関用のマニュアルを利用し、DVの周知と協力を呼びかけます。	継続	福祉総合相談課 福祉企画課 地域医療連携室
②県対応マニュアルの医療機関への周知 県が作成した医療機関向けの対応マニュアルについて周知します。	拡充	福祉総合相談課 福祉企画課

③二次被害の防止のための研修 庁内職員に対し、相談時の不適切な対応を防止するための周知を行います。	継続	福祉総合相談課
④関係職員等への研修の実施 被害者の相談に応じる職員に対して、DVに関する知識を深め、きめ細かな対応ができるよう研修に参加します。また、国や県での研修等の情報提供を行います。	継続	福祉総合相談課 市民交流課

基本目標２ 安全で安心できる相談体制づくりの推進

施策の方向性

総合相談の件数は年々増加傾向にあり、その相談内容は、困難な問題を抱える女性に限らず男性、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者など専門性が求められる相談など複雑多様となり問題解決までの期間も長期化しています。そのため、複雑な問題に対応できる女性相談支援員の更なる専門性の向上に努めます。

また、DVは、家庭の中で行われるため表面化しにくく、外部からの発見が困難な問題であるうえ、被害者が家庭内の事情等様々な理由から保護を受けることをためらう傾向があります。DVを解決する第一歩は、早期に専門相談機関等に相談することです。被害者がいつでも安心して気兼ねなく相談でき、被害者の意向を尊重した適切な対応、支援ができるような体制づくりや施設を充実させていく必要があります。

個別目標（１） 相談体制の強化

現状と課題

福祉総合相談課に女性相談支援員２人を配置し、年間１,700件（令和６年度）を超える相談、支援に対応してきました。しかしながら、相談員の確保については苦慮しており、安定した相談体制づくりが課題です。

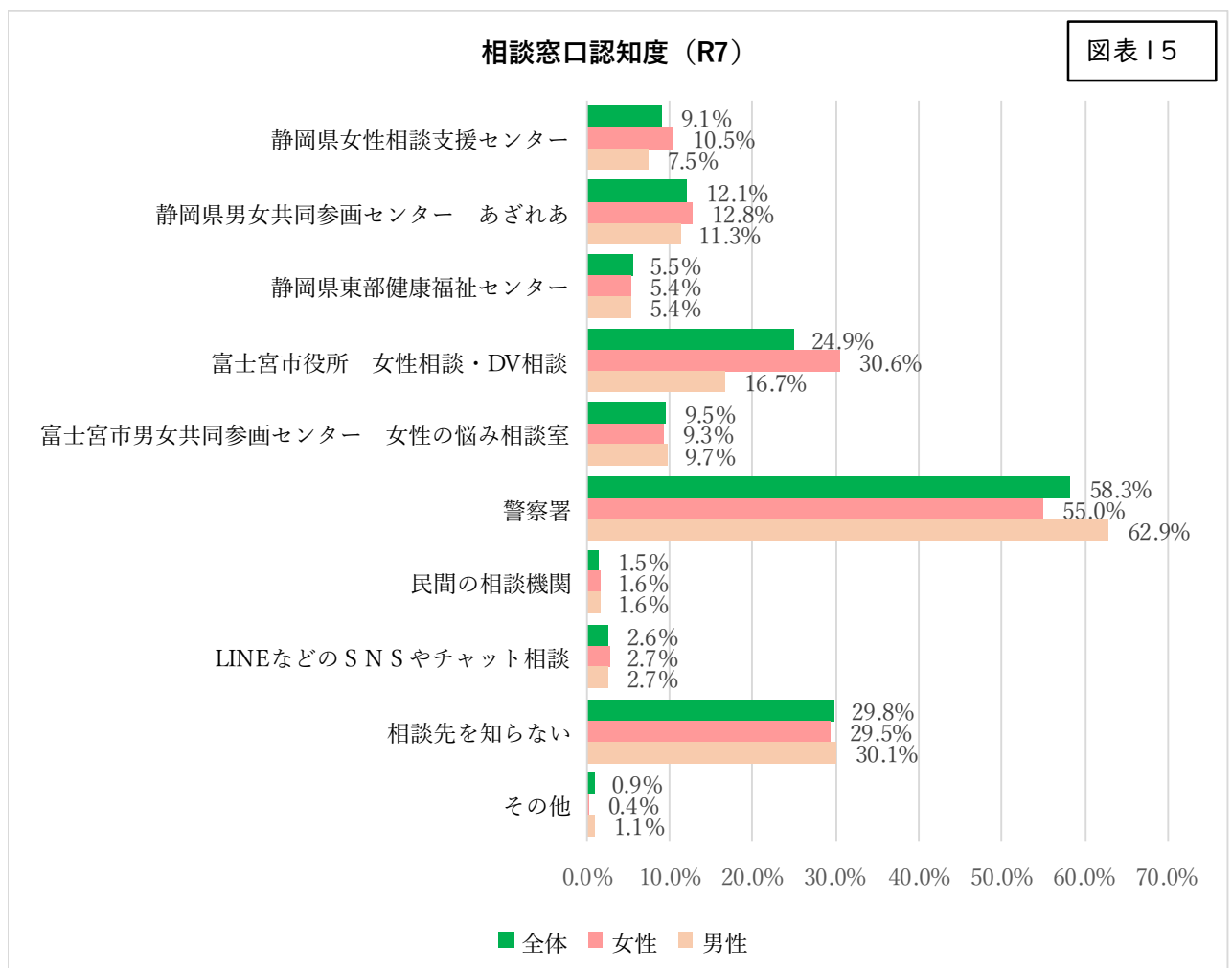
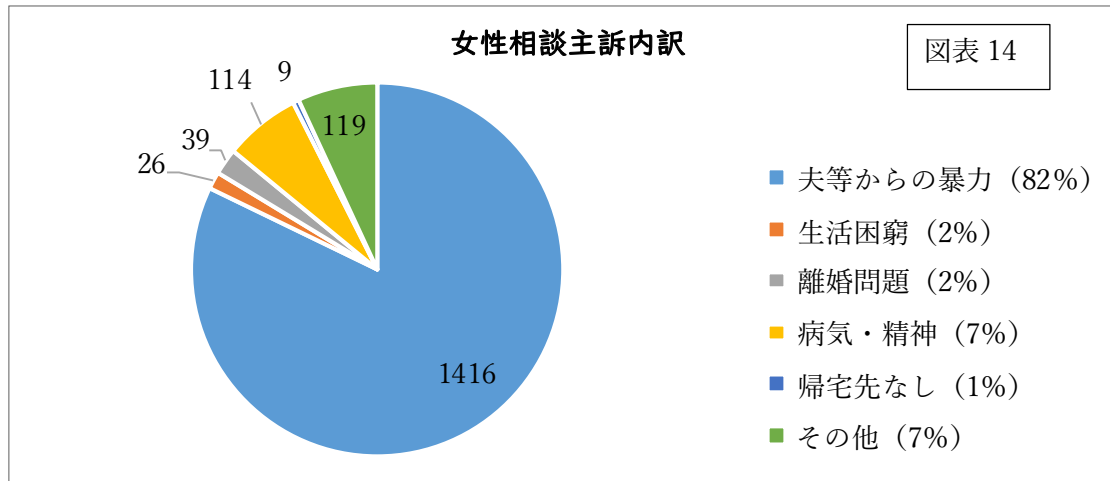
相談内容も、新型コロナウイルス感染症や、物価高騰などに起因する社会不安や閉塞感などが広がり、精神的な問題や収入の減少などに起因した経済的な問題による相談も増えています。

「女性相談主訴内訳」（図表１４）によると、相談内容として、夫からの暴力の相談が８割と一番多い傾向は変わらず、令和６年度は、１,416件にまで増えています。

「相談窓口認知度」（図表１５）については、前回のアンケートと変わらず、「警察」（58.3%）が最も多く、次に「富士宮市役所」（24.9%）となっています。しかし複数回答であっても「相談先を知らない」（29.8%）と答える方が３割程います。

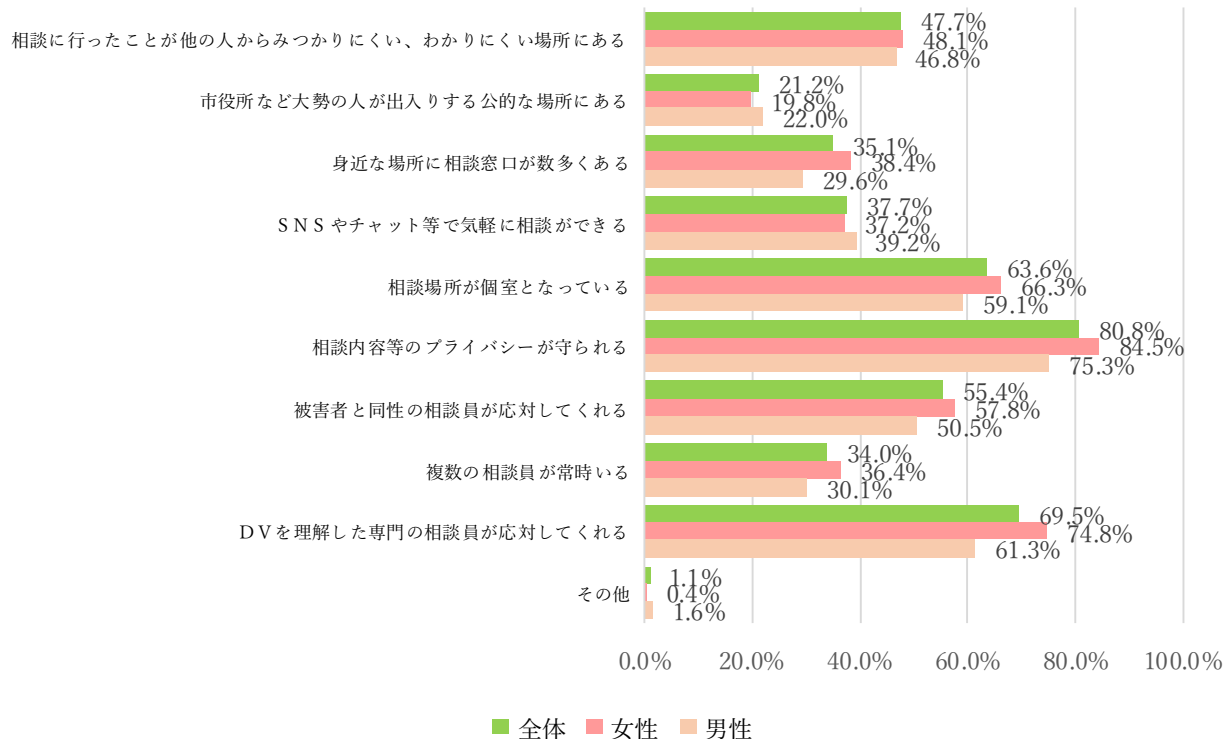
また、「相談窓口に必要な事」（図表１６）の問いに対して、「相談内容等のプライバシー

ーが守られる」(80.8%)が一番多く、続いて「DVを理解した専門の相談員が応対してくれる」(69.5%)、「相談場所が個室となっている」(63.6%)、「被害者と同性の相談員が応対してくれる」(55.4%)となり、相談者のプライバシーが守られることを重視していることが判りました。また、「SNSやチャット等で気軽に相談できる」(37.7%)も一定数の必要だという意見がありました。



相談窓口に必要な事（R7）

図表16



今後の取組

困難な問題を抱えた女性に限らず、相談者の多くが複雑多様な問題を抱えています。相談者の自己決定を尊重した相談体制を構築します。

また、相談者の相談に適切に応じられるよう、専門知識を持った複数の女性相談支援員の配置、個室など相談者のプライバシーに配慮した相談場所の提供、守秘義務の徹底を行うなど、相談しやすい窓口となるよう取組みを進めます。支援に関する手続きの多くは市役所で行うことも多く、相談者の状況に応じた適切な支援を関係機関と連携し実施します。必要に応じて裁判所や法テラスを利用した弁護士相談、保護施設などに女性相談支援員が相談者に同行し、相談者の心理的負担を軽減します。特にDV相談は、その特性や被害者の置かれている状況を理解し、「逃げない人のための支援」も必要となります。被害者の立場と意思を尊重した相談が重要です。今後も複数の窓口で本人が状況説明を繰り返さないよう関係機関が連携し、適切な支援につないでいきます。

また、男性のDV被害者に対する相談体制についても検討が必要です。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
<u>①相談者の自己決定を尊重した柔軟な対応</u> 必要に応じて相談者に同行し、各手続きを円滑に行えるよう相談者の負担軽減を図ります。対応が困難なケースでは、県女性相談支援センターや関係機関等と連携し、ケースカンファレンスを行う等協力して対応します。	継続	福祉総合相談課

②無料法律相談・無料人権相談の活用 法的な問題の解決を図るため、市の無料法律相談や法テラスを活用します。	継続	市民生活課
③相談体制の整備と充実 他市の状況を調査し、相談しやすい体制の整備を進めます。また、相談窓口に出向く際に周辺の目が気になる、電話等でも周辺が気になる等の意見もある現状から、安全で安心して相談できる体制についての研究を進めます。	拡充	福祉総合相談課
④苦情処理の体制の整備 苦情の申し出が出された場合、適切かつ迅速に対応します。必要に応じDV防止連絡会（困難な問題を抱える女性のための支援調整会議）等で協議し、再発防止に努めます。	継続	福祉総合相談課 市民交流課
⑤加害者向けプログラムに関する情報収集 国において、加害者の更生のための指導について調査研究が進められていることから、これらの調査研究の情報収集に努めます。	継続	福祉総合相談課 市民交流課
⑥男性DV被害者に対する相談体制の検討 男性DV被害者に対する相談体制の検討を行います。	新規	福祉総合相談課 市民交流課 市民生活課 高齢介護支援課 障がい療育支援課

個別目標（２） 関係機関との連携強化

現状と課題

様々な理由から支援を必要としながらも相談に至っていない状況があり、今まで以上に関係機関との連携が必要です。このため、DV等の被害者や困難な問題を抱える女性に対する支援では、相談を受ける機関だけでなく、様々な分野の機関が関わっているため、これらの機関が、共通した認識のもとに情報を共有し連携を行うことによって、相談者に対する支援を効果的に実施することが必要です。

今後の取組

民間団体を含めた各関係機関が緊密に連携し、それぞれの相談、一時保護、自立支援の状況等、様々な段階の多様な相談者のニーズに合わせた支援について情報の連携や協力を行います。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
<u>①DV防止連絡会（困難な問題を抱える女性のための支援調整会議）の開催</u> 平成18年から実施している富士宮市DV防止連絡会に令和8年度から実施する困難な問題を抱える女性のための支援調整会議の機能を付加させ、情報の共有や交換を充実させ、関係機関相互の連携、協力を推進します。	拡充	福祉総合相談課 関係部署
<u>②富士宮市要保護児童対策地域協議会での連携</u> DVはこどもの虐待と関係しているため会議に参加し、情報共有・連携を深めます。	継続	福祉総合相談課 こども未来課
<u>③静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議での連携</u> 静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議に参加し、情報共有・連携を深めます。	新規	福祉総合相談課

個別目標（３） 相談員の専門性の向上

現状と課題

相談者が安心して相談、支援を受けるためには、相談者には様々な背景がある実情を相談員が理解したうえで、相談者の立場に配慮して相談を受けることが必要です。また、相談の主訴が、配偶者やパートナーからの暴力に関するものや、困難な問題を抱える女性に関するものは、その背後に複合的な問題を抱えているケースがほとんどであることから、相談員は常に新しい情報に関する知識や専門的な相談援助技術の習得を行います。

今後の取組

毎年、県で実施する女性相談支援員研修や、全国女性相談支援員連絡協議会等で実施する研修会などに参加し、相談員の専門性の向上を図ります。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
<u>①相談員の研修参加・支援体制の充実</u> 様々な相談や困難事例に対応できるように、相談員が国や県主催の研修会へ積極的に参加します。また、相談員の二次受傷やバーンアウトを防ぐためのサポート体制の充実に努めます。	拡充	福祉総合相談課 市民交流課

②関係機関との情報共有・ケース検討の実施 よりよい支援を実施するために、個別ケース会議やDV防止連絡会（困難な問題を抱える女性のための支援調整会議）等を開催し、相談職員の専門性の向上を目指します。	継続	福祉総合相談課 関係部署
---	----	-----------------

個別目標（４）複合的問題を抱える女性及びDV被害者への対応の充実

現状と課題

困難な問題を抱えている女性の背後には、複合的な問題を抱えているケースがほとんどです。

また、若年層は相談窓口に結びつかない状況や、高齢者や障がい者、性的少数者（LGBTQ）、外国人の方等は、問題が潜在化しやすく、外部からの発見が困難な場合もあり、虐待等との見極めも重要になります。特にDV被害を受ける中では精神的に不安定となり、精神科受診が必要な被害者も見られます。

そのため、相談員が各関係機関と今まで以上に連携を強化して様々な相談や福祉サービスを通じて発見に努めることも重要です。

また、外国人の方は、言葉や文化の違いにより、社会の中で孤立しやすい傾向にあり相談窓口についても分かりにくい状況にあります。実際の支援に当たって、在留資格、法的手続き、自立支援策など、複雑で対応が困難な状況があります。そのため、国際交流や外国人支援を行っている関係機関と連携します。

今後の取組

問題が潜在化しやすい相談者を早期発見し、専門的な支援の実施につなげるために庁内の関係機関をはじめ、各専門機関と連携して速やかに支援します。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
①若年層の支援機関との連携 こども家庭センター、青少年相談センター等と連携し、女性特有の困難さの理解とDVの理解と周知を進め、適切な相談支援につなげる体制の構築を図ります。	新規	こども未来課 健康増進課 社会教育課
②母子・妊婦等の支援機関との連携強化 医療機関等と連携し、女性特有の困難さの理解とDVの理解と周知を進め、適切な相談支援につなげる体制の構築を図ります。	新規	健康増進課 こども未来課 福祉総合相談課
③生活困窮者支援機関との連携強化 生活困窮者支援機関、社会福祉協議会、居住支援法人等と連携し、女性特有の困難さの理解とDVの理解の周知を進め、相談支援につなげる体制の構築を図ります。	継続	福祉総合相談課

④障がい者への相談支援の充実 障がい者相談機関と連携し、女性特有の困難さの理解とDVの理解と周知を進め、適切な相談支援につなげる体制の構築を図ります。	継続	障がい療育支援課
⑤地域包括支援センターとの連携強化 各圏域にある地域包括支援センターと連携し、女性特有の困難さの理解とDVの理解と周知を進め、適切な相談支援につなげる体制の構築を図ります。	継続	高齢介護支援課
⑥外国人相談機関との連携強化 外国人相談機関と連携し、女性特有の困難さの理解とDVの理解と周知を進め、適切な相談支援につなげる体制の構築を図ります。	継続	市民交流課
⑦医療機関との連携 医療機関と連携し、女性特有の困難さの理解とDVの理解と周知を進め、適切な相談支援につなげる体制の構築を図ります。	新規	地域医療連携室 福祉企画課 関係部署

基本目標 3 当事者の安全を守る保護環境の整備

施策の方向性

DVや性暴力、ストーカー行為、人身取引、何らかの事情で帰宅困難なケース等、支援対象者を一時保護する際、支援対象者は、「医療的・心理的ケアが必要である」、「妊娠している」、「児童を同伴している」、「高齢である」、「未成年である」、「通学機会を確保する必要がある」など、本人の状態像に合わせた対応が必要になります。その状況は様々であることから、DV被害者の保護の実施にあたっては、被害者の様々な状態像と同伴することの状況に即した対応の充実が必要です。

また、DV被害者や同伴者が加害者から居住場所を探られないよう、加害者の対応を関係機関で連携する必要があります。特にマイナンバー制度については、マイナポータルで家族が個人情報を閲覧できる場合があるなど、利用する上での注意点の周知が必要です。

個別目標（Ⅰ） 緊急時における安全の確保と一時保護

現状と課題

DVの相談対応のなかで、緊急の保護が必要な被害者と同伴することや親族等の安全が確保されることは何よりも重要です。

DVの被害は、曜日や時間を問わず発生します。被害者は逃げることに精一杯で、貴重品すら持ち出せない場合も少なくありません。さらに、安全な場所に避難しても、加害者の執拗な搜索による恐怖感から不安な生活が続きます。

今後の取組

被害者と同伴するこどもの心身の安全を守るため、関係機関と連携しながら、迅速かつ円滑な支援を行います。

また、被害者等の緊急時における安全確保に適切に対応するため、静岡県女性相談支援センターや警察等、関係機関との連携をさらに強化します。また、女性相談窓口などには加害者からの問い合わせもあるので、被害者はもちろん相談員等支援者の安全確保にも十分配慮し対応します。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
①警察との連携強化 加害者から危害を加えられることがないように警察と連携し、DV被害者と同伴者の安全を確保します。	継続	福祉総合相談課 市民生活課
②静岡県女性相談支援センターと連携した一時保護の実施 緊急時には、女性相談支援センターと連携し、円滑に一時保護施設に入所できるようにするとともに、被害者やそのこどもなどの同伴家族の安全を確保します。	継続	福祉総合相談課
③緊急時における安全の確保 緊急時の安全確保として、民間のシェルターや民間の宿泊施設等の活用を進めます。	拡充	福祉総合相談課
④緊急援護費の活用 所持金がない被害者に対して、宿泊代、医療費等を必要に応じて支援します。	継続	福祉総合相談課
⑤保護命令等に関する支援及び関係機関への手続きの支援 保護命令の申立書作成や地方裁判所との連絡調整、年金や社会保険などの手続き等、被害者の状況に応じて支援します。また、被害者の安全を確保するために、関係機関への同行支援を実施します。	継続	福祉総合相談課
⑥同伴するこどもへの配慮と支援 就園・就学児を同伴者として保護する場合は、園及び学校と密接な連携のもと、こどもへの精神的な負担に配慮します。	継続	福祉総合相談課 こども未来課 学校教育課 保育支援課

個別目標（２） DV 被害者等に関する情報の保護

現状と課題

加害者のもとから逃げている被害者の住所や居所はもとより、支援を行う施設や団体の所在地等が、加害者やその関係者に知られてしまうことで被害者やその同伴する家族の安全を脅かすことがないよう、情報の管理に細心の注意が求められます。

国の「基本方針」では、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局との連携に努めることを求めています。

今後の取組

住民基本台帳閲覧等の制限の対象となっている被害者については、関係課と個人情報の保護を念頭に連携を図り、情報管理の徹底に努めます。

被害者のこどもの安全確保については、加害者への対応の方法を明確にし、保育所、学校等との連携をさらに強化します。

被害者のこどもの就学に関しては、教育委員会における情報の取り扱いに配慮するほか、転出先の学校でも情報提供の制限等の対応を行います。

また、マイナンバーカード制度に関する秘密保持を行います。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
①住民基本台帳事務における支援措置の活用 被害者の申請に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の証明書発行を制限し、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られることを防止します。	継続	福祉総合相談課 市民課
②関係部署による個人情報管理の徹底 関係部署が保有する、被害者や同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から漏洩しないよう管理を徹底します。	継続	福祉総合相談課 関係部署
③加害者対応の徹底 加害者からの問い合わせについては、加害者対応マニュアルを利用し、対応の周知を進めます。こどもの安全確保についても同様に、教育関係者が対応を行い関係機関と連携します。	継続	福祉総合相談課 学校教育課 こども未来課 保育支援課 関係部署
④マイナンバーカード制度に関わる秘密保持の徹底 マイナポータルやマイナ保険証の利用に際し、家族等が閲覧できる場合があるなど、利用する上での注意点の周知や情報漏洩対策について関係機関と連携します。	新規	市民課 保険年金課 福祉総合相談課 こども未来課 関係部署

基本目標 4 当事者の生活再建に向けたきめ細やかな支援の実施

施策の方向性

DV被害者や同伴者の安全の確保を最優先に、メンタルヘルスケア等、医学的・心理的な援助が必要です。特にDVの被害者及び同伴しているこどもは、加害者から離れ自立した生活を開始しても心理的なダメージを受けているため、心のケアや学習支援等に取り組む必要があります。また、保護者の就労支援が必要になるなど、関係機関と切れ目がないよう生活再建に向けたきめ細かな支援の充実として、相談者の状況に適した多様な保護先を確保が必要です。

さらに、困難な問題を抱える女性の中には、派遣切り等で住居を失いホームレス状態で窓口につながる場合もあり、一時的に避難できる場所が必要です。

金銭的余裕がない、保証人が立てられないなどの状況に対応できるよう、居住支援体制の充実が必要です。

個別目標（１） 生活再建に向けた支援

現状と課題

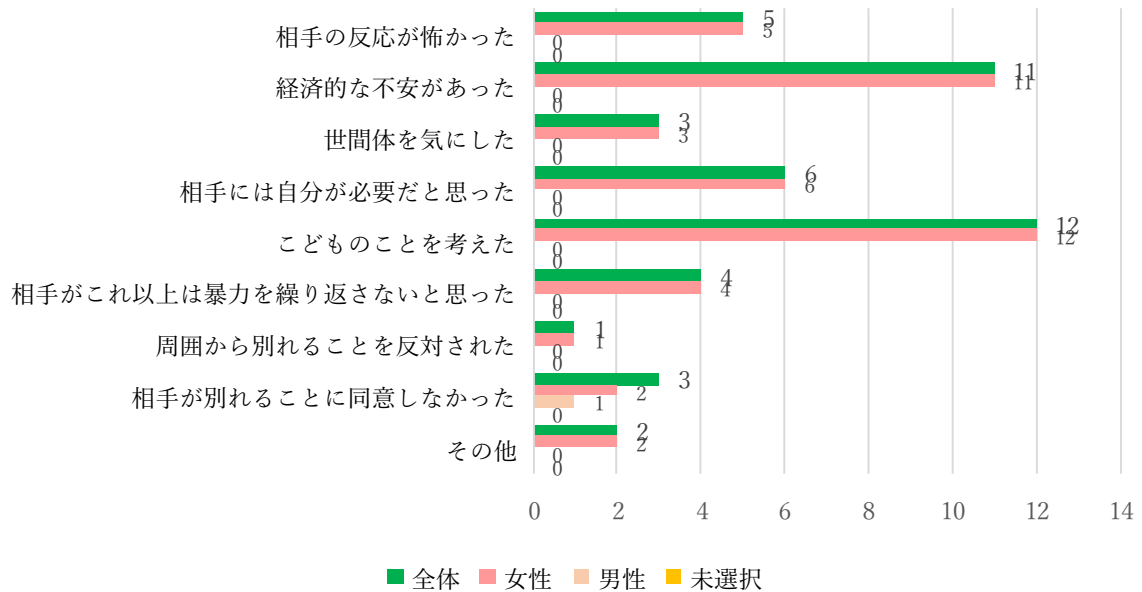
DV被害者や困難な問題を抱える女性がこれまでの生活の場から離れ、新たな場所で自立して生活しようとする場合、様々な問題に直面します。住宅の確保、経済基盤の確立、離婚、借金の解決、DVによる心身の回復のためのケアなどについての支援が必要になります。

「DVを受けて別れたいが別れられない理由」（図表１７）（複数回答）に対して、女性は21人が回答しましたが、12人（57.1%）が「こどものことを考えた」で、11人（52.4%）が「経済的な不安」と回答しました。女性の場合、就労をしていないことも多く本人自身の貯蓄もない状態の方や、高齢者では老齢基礎年金のみしかないケースが多い事等から、経済的な不安から離婚後の生活が思い描けない状況が多いため、本人の意思を確認しながら、就労支援や公的サービスの活用など、本人の自立に向けた切れ目のない支援が求められています。

「生活再建に必要な事」（図表１８）（複数回答）で一番多い回答は、「暴力から逃れるために、緊急に避難できる施設」（81.2%）でした。続いて「暴力にさらされて育ったこどもに対して、心理士などの専門家によるケア」（73.5%）、「暴力の影響から回復できるまで、心理的ケアなどを受けながら中長期的に滞在できる施設」（73.3%）となっていることから、まず暴力から逃れる事はもとより、DV被害者本人やこどもの心理的なケアが求められています。

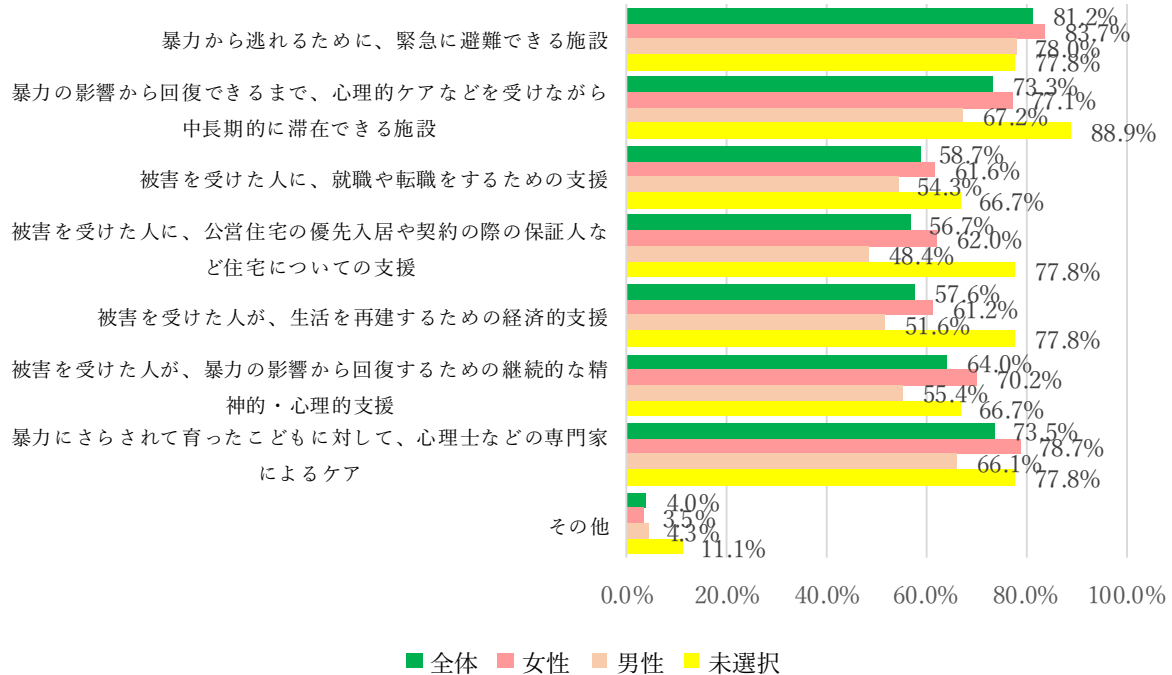
DVを受けて別れたいが別れられない理由（R7）

図表17



生活再建に必要な事（R7）

図表18



今後の取組

DV被害者や困難な問題を抱える女性が生活を再建し自立するために、住宅の確保や就業、生活費やこどもの就学の問題など生活全般に渡る幅広い支援として公的サービスの利用を始め、関係機関と連携して本人に必要な支援を行います。

相談者の状況やニーズに応じて各種制度が活用できるよう情報提供や手続き支援を行うことや、自立促進のための施策など、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を実施します。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
①生活保護等の制度の適切な情報提供と活用 生活保護や生活福祉資金等の情報提供を行うとともに、適切な活用を図ります。	継続	福祉総合相談課
②児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付、児童手当等の活用 児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金貸付、児童手当の支給等の活用を図ります。	継続	こども未来課
③自立支援に向けての支援計画と切れ目のない支援 相談者本人の意思を確認し尊重しながら自立支援計画を作成し、様々な問題を抱える相談者を継続的に支援します。関係機関と連携し切れ目のない支援を行います。	継続	福祉総合相談課
④市営住宅への入居の相談 市営住宅の入居に関わる相談に対応します。	継続	建築住宅課
⑤住宅確保の支援 静岡県女性相談支援センター等と連携し広域的な連帯保証人の制度等の活用や、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報提供等、居住支援法人と連携します。	継続	福祉総合相談課 建築住宅課
⑥母子生活支援施設の活用 母子生活支援施設の入所や調整を行い、母子での自立促進のために継続的な支援を行います。	継続	福祉総合相談課 こども未来課
⑦被害者の居場所が特定をされない支援 住民票等に移せない被害者について、公的支援の配慮を行います。	継続	福祉総合相談課 関係部署
⑧心のケアのサポート(相談機関の紹介、カウンセリング等) 相談者の症状に応じて医療機関の紹介や、身近な場所での援助が受けられるよう適切な相談機関の紹介を行います。	継続	福祉総合相談課
⑨市民相談・法テラス等の活用 離婚、こどもの親権、借金等の悩みを抱えている被害者に対して、市民相談、法テラス等の情報提供を行い、活用を支援します。	継続	福祉総合相談課 市民生活課

個別目標（２） 関係機関との連携強化

現状と課題

DVの防止及び被害者の保護、自立に向けた支援施策は広範囲に及び、関係機関・団体等多岐にわたります。

女性相談支援センター、女性相談支援員、警察、学校、弁護士、医療保健関係者等の支援者は、被害者が暴力を受ける生活から脱却し、円滑に生活再建を進めるため、普段から連携を密にするとともに、相互に支援を行うことが重要です。また、被害者の転居後の生活再建への支援が円滑に行われるように、他の自治体との連携も重要になります。

今後の取組

DVの防止及び被害者の保護や生活再建のための自立に向けた支援施策は、早期発見の仕組みから手続きの同行支援など広範囲に及びます。

今後も被害者の状況に応じた円滑な支援施策を、より効果的に推進するため庁内の関係部署を始めとする様々な関係機関と緊密な連携を図ります。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
①関係部署との連携・ケース会議の随時実施 関係部署と被害者に対する適切な情報共有と支援ができるよう関係部署を交えケース会議を随時実施します。	継続	福祉総合相談課 関係部署
②被害者への対応マニュアルの整備 被害者に対して迅速で的確な対応を行うためにマニュアルを作成します。また、関係部署での手続きを円滑に進めるために被害者の負担の少ない方法を検討します。	継続	福祉総合相談課 関係部署
③被害者への同行支援の実施 被害者の安全面と、被害者の負担軽減と手続きの円滑化のために必要に応じて同行支援を行います。	継続	福祉総合相談課
④他県・他市との連携 他県・他市の女性相談支援事業担当部署、福祉事務所等と連携し適切な支援を行います。被害者が他県、他市に転出する際、円滑に手続きが進むよう転出先市町村の住民基本台帳所管部門と連携し適切な支援を行います。	継続	福祉総合相談課 市民課
⑤関係機関と連携した支援の強化 生活困窮者自立相談支援員、フードサポート事業、就労支援(ハローワーク等と連携)、母子家庭就業等自立支援センターの紹介、自立支援訓練給付金や高等技能訓練促進等の活用を図ります。	継続	福祉総合相談課 こども未来課

⑥必要時、民生委員・児童委員、人権擁護委員との連携 必要に応じ、人権擁護委員、民生委員・児童委員と連携 を深めることで被害者を早期に発見し地域での支援の 輪を広げます。	継続	福祉総合相談課 福祉企画課 市民生活課
---	----	---------------------------

個別目標（３） 同伴するこどもへの支援の充実

現状と課題

DVは、被害者とそのこども、親族等に対して身体的、心理的に大きな影響を与えます。加害者から離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、本人や家族の心理的ダメージは、長期に渡り心身に様々な影響を及ぼします。被害者の中には、PTSD（心的外傷後ストレス障害）やうつ病等を患っている人も少なくないため、医療機関や心の健康に関する相談、専門医等による専門相談の紹介など支援が必要です。

また、被害者にこどもがいる場合は、直接こどもに向けられた暴力でなくても、暴力を間近で見たり聞いたりする面前DVの被害に遭う事で、様々な心身の症状が表れたり、著しい心理的外傷を受けたりするとされています。

さらに、こども自身も直接暴力を受けている場合があります。暴力を受けて育ったこどもたちは、自分が育った家庭での環境から、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

今後の取組

DV被害を受けたこどもが心身ともに健全に成長していくために、適切な支援が必要です。また、転居や転校を始めとする生活の変化等により、環境に適応していくことも困難な状態であり、よりきめ細やかな支援が必要となります。

今後も、こどもの心のケアや、教育や保育等の生活支援を学校、保育所等の関係機関と連携して実施します。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
①こどもの就学・就園支援 住民票を移せない被害者のこどもの就学を支援します。 さらに情報管理及び危機管理を徹底します。	継続	福祉総合相談課 学校教育課 こども未来課 保育支援課
②こどもの心のケアの実施 暴力行為の目撃等で心に傷を負ったこどもの心身の健康を取り戻すため、適切な対応を行います。	拡充	福祉総合相談課 学校教育課 こども未来課 保育支援課

③子育て制度の情報提供と支援 幼稚園、保育園、放課後児童クラブ、子育てサロン、ファミリーサポートセンターの情報提供や支援を行います。	継続	こども未来課 保育支援課 障がい療育支援課 健康増進課
④こどもの健やかな発達のための養育支援 被害を受けたこどもの心身の健全な発達、発達を促すために、被害者本人とこどもの支援を行い、養育環境の調整・支援を行います。	継続	福祉総合相談課 こども未来課 保育支援課 健康増進課 学校教育課

個別目標（４） 民間支援団体等との連携強化

現状と課題

相談者個々の事情に応じたきめ細かな対応を行うためには、行政自身がその役割を果たすとともに民間支援団体等との協働、連携が不可欠です。

相談者が地域で安心して生活できるように、地域での居場所づくりや見守り支援、自助グループ等の支援を行うことも必要です。

今後の取組

相談者が地域で安心して生活ができるように、民間支援団体と協力し、切れ目のない支援を行い、情報共有を進めます。

施策の方向と取組内容	区分	担当課
①民間支援団体との連携強化 相談者へのきめ細かな支援を実施するために民間支援団体との関係性を深め、相談者が安心して話せる場、居場所づくりのサポート(自助グループ、研修等)等を民間支援団体の協力を得るよう働きかけます。	継続	福祉総合相談課
②転居後の生活を支える環境の整備 相談者が円滑に生活を始められるように関係機関との引継ぎを行います。新たな住まいに関しては居住支援法人や、仕事探しにおいては就労支援をしているNPO法人等とも連携します。	継続	福祉総合相談課
③民間が運営する保護施設等の開拓 相談者へのきめ細かな支援を実施している民間が運営する保護施設等を開拓します。	新規	福祉総合相談課

第5章 計画の推進

1 地域住民等や関係機関との協力・連携

計画の推進にあたっては、市民、地域、団体や関係機関との協力・連携が不可欠です。支援者の状況に応じ、市民、地域、団体や関係機関と連携することで、それぞれの取組を推進します。

2 計画の進捗管理

計画を推進するため、DV防止連絡会（困難な問題を抱える女性のための支援調整会議）にて年1回、進捗管理票に基づき各取組内容の確認と評価を行い、次期計画の策定に活用します。

資料編（策定経過・用語解説・パブコメの結果）

後日作成します。